

創業者・中小企業者のための

支援施策 ガイドブック

《平成27年度版》



山形県

創業者、中小企業者のための支援施策ガイドブック(平成27年度版) ご利用の手引き

本書では、創業者及び中小企業者を支援するための相談窓口や、様々なニーズに対応した支援事業等を紹介しています。

「支援施策一覧」と「支援施策概要」の見方

※巻頭「支援施策一覧」(一部抜粋)

概 要	施 策 名	番号	頁	※
新たなチャレンジのため設備を導入したい	山形県中小企業トータルサポート補助金 (設備投資等促進事業)	1	11	補
技術開発や、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化について支援を受けたい	やまがた地域産業応援基金による助成金	2	12	補
売上向上、販路開拓、新商品開発の支援を受けたい	小規模事業者持続化補助金	3	14	補
設備貸与制度を利用したい(経営基盤の強化)	小規模企業者等設備貸与制度	4	15	

「概要」では、利用者のニーズにあわせて利用できる施策を支援制度別に探すことができます。

支援施策の事業・制度名です。

「支援施策一覧」に記載の番号と各ページの施策番号が対応しています。

補助金や融資には一目できるマークがついています。

※「支援施策概要」(一部抜粋)

設備貸与制度を利用したい(先端技術力の向上)

5 工業技術力整備機械貸与制度

(公財)山形県企業振興公社では、地域において中核的な機能を有する企業の先端技術力の向上を図るために必要な設備の導入を促進するため、設備の貸与(割賦販売・リース)を行っています。

貸与対象者	○山形県内に事業所があり、市町村民税を完納していること ○常時雇用の従業員が51名以上であること ○原則製造業対象(その他の業種はお問い合わせ下さい。) ○事業の実績が1年以上あること ○事業協同組合等も対象となる場合があります
貸与対象設備	(1) 売買契約及び設置を行っていない機械設備 (2) 合理化・省力化・技術向上等の効果が見込まれる機械設備

網掛けの部分で支援施策の概要を説明しています。

具体的内容を記載しています。
(制度によって、記載の形式が異なる場合があります。)

また、「支援施策一覧」では、施策を以下の項目に分類しています。

『1 経営支援』『2 金融支援』『3 財務支援(税制・事業承継)』『4 相談・情報提供』

※各項目に該当する施策を表示していますので、1つの施策が複数の項目に表示されることがあります。

注意点

- 掲載されている内容は、各施策の「概要」ですので、詳しい内容は、各ページの下欄に掲載の「お問い合わせ先」へご確認ください。
- 掲載されている施策は、項目、要件、申請時期などが変更される場合もありますのでご注意ください。
- 本書は平成27年5月現在の内容で編集しています。

中小企業の定義

このガイドブックで紹介する各種施策について、特に注意がない限り「中小企業(者)」及び「小規模企業(者)」とは、以下の者を指します。

● 中小企業の範囲

中小企業基本法においては、中小企業の範囲を次のように定義しています。

業 種 分 野	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下
卸 売 業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下
小 売 業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下

● 小規模企業者の定義

業 種 分 野	中小企業基本法の定義
製造業・その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

各制度をご利用になる場合は、制度担当者にご確認ください。

創業者、中小企業者のための
支援施策ガイドブック(平成27年度版) 目次

支援施策一覧	1
1 経営支援	1
(1) 技術力強化(設備・開発)	1
(2) 創業/新事業展開/経営革新	2
(3) 販路開拓	3
(4) 雇用/人材育成	4
(5) 経営安定/事業再生	5
(6) 海外展開/知的財産	6
(7) 環境・エネルギー対策/商業・まちづくり	6
2 金融支援	7
3 財務支援(税制・事業承継)	8
4 相談・情報提供	8
支援施策概要	11
索引	203
関係機関連絡先一覧	207
中小企業トータルサポートの体制	219

支援施策一覧

1 経営支援

(1) 技術力強化(設備・開発)

※ (補) …補助金・助成金・奨励金、(融) …融資

概 要	施 策 名	番号	頁	※
新たなチャレンジのため設備を導入したい	山形県中小企業トータルサポート補助金 (設備投資等促進事業)	1	11	(補)
技術開発や、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化について支援を受けたい	やまがた地域産業応援基金による助成金	2	12	(補)
売上向上、販路開拓、新商品開発の支援を受けたい	小規模事業者持続化補助金	3	14	(補)
設備貸与制度を利用したい(経営基盤の強化)	小規模企業者等設備貸与制度	4	15	
設備貸与制度を利用したい(先端技術力の向上)	工業技術力整備機械貸与制度	5	16	
基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい	戦略的基盤技術高度化支援事業	6	17	(補)
大学発の技術シーズを活用した研究開発を行いたい	シーズ活用研究開発事業(革新的ものづくり産業創出連携促進事業内)	7	18	(補)
研究開発成果を事業化するための支援を受けたい	中小企業技術革新支援(SBIR)	8	19	(融)
IT関連ビジネスへ進出したい、社内IT化を図りたい	戦略的CIO育成支援事業	9	20	
	IT活用促進資金	10	21	(融)
工業技術に関する助言を受けたい	企業等からの相談対応	11	22	
	ものづくり現場サポート事業	12	22	
ものづくりの製品化のための支援を受けたい	企業等との共同研究(ものづくり製品化支援事業)	13	23	
製品・原材料の試験、分析を行いたい	委託分析試験事業	14	24	
研究設備、施設を利用したい	研究設備・機器の使用	15	24	
産学官での共同開発を行いたい	産学官連携コーディネート事業	16	25	
バイオ技術を活用して新事業を展開したい	バイオクラスター形成促進事業	17	26	(補)
山形大学と連携して事業を行いたい	産学連携事業(山形大学国際事業化研究センター)	18	27	
鶴岡工業高等専門学校と連携して事業を行いたい	共同研究、技術相談(鶴岡工業高等専門学校地域連携センター)	19	28	
東北芸術工科大学と連携して事業を行いたい	産学連携事業(東北芸術工科大学共創デザイン室)	20	29	
デザインを活用して商品価値を高めたい	山形エクセレントデザイン販路開拓支援	21	30	
	やまがたデザイン相談窓口 D-Link	22	30	
	デザイン共創促進事業	23	31	
半導体関連産業の情報を得たい	半導体関連産業集積促進事業	24	31	
技術者、技能者を養成したい	技術者研修	25	32	
	製造業技術者研修	26	33	
	産業技術短期大学校産業技術専攻科事業	27	34	
設備貸与制度を利用したい(自動車航空機分野)	自動車航空機関連産業設備貸与制度	28	35	
次世代自動車等の最新動向を知りたい	次世代自動車研究会の開催	29	36	
自動車関連の技術開発力を向上させたい	自動車産業関連人材育成事業	30	37	(補)
ものづくりを支える人材を育成したい	ものづくり中核人材育成研修	31	39	
生産改善に関する助言を受けたい	生産改善アドバイザー指導事業	32	40	
従業員の能力や技術力をレベルアップしたい(組込みソフトウェア関連)	組込みソフトウェア技術者研修	33	41	
新製品開発等に関し支援を受けたい	新製品開発促進助成金	62	71	(補)

支援施策一覧

(2) 創業／新事業展開／経営革新

概 要	施 策 名	番号	頁	※
技術開発や、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化について支援を受けたい	やまがた地域産業応援基金による助成金	2	12	補
売上向上、販路開拓、新商品開発の支援を受けたい	小規模事業者持続化補助金	3	14	補
IT関連ビジネスへ進出したい、社内IT化を図りたい	戦略的CIO育成支援事業	9	20	
創業資金を借り入れたい	新創業融資制度	34	42	融
創業準備段階から経営安定までの一貫した支援を受けたい	やまがたチャレンジ創業応援事業	35	43	補
新たに創業や第二創業を行うための支援を受けたい	創業補助金(創業促進補助金)	36	44	補
自己資本の充実に関する支援を受けたい	中小企業投資育成株式会社による支援	37	45	
事業をスタートするための資金供給や経営支援を受けたい	サムライインキュベートファンド	38	46	
創業について専門家の助言を受けたい、基礎知識を学びたい	山形県産業創造支援センターによる創業支援	39	47	
創業等に関する基本知識を習得したい	創業者人材育成事業(創業塾、経営革新塾)	40	48	
地域ビジネスについて支援を受けたい(村山地域)	地域ビジネス理解促進・創出支援事業	41	49	
個人の創業や働く場を確保する組織を作りたい	企業組合制度	42	50	
インキュベート施設を利用したい	山形県産業創造支援センター	43	52	
	山形県高度技術研究開発センター	44	53	
	米沢商工会議所地域産業支援センター	45	53	
	庄内産業振興センター起業家育成施設	46	54	
経営改善計画策定の支援を受けたい	専門家派遣事業への費用補助	47	55	補
新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい	経営革新支援事業	48	56	
組合において新たな事業開発や既存の共同事業を改善したい	小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業	49	57	補
組合等が抱える諸問題を解決したい	中小企業活路開拓調査・実現化事業	50	58	補
組合及び組合員企業の活性化を図りたい	組合機能強化支援事業	51	59	補
有機エレクトロニクス分野において製品開発等に取り組みたい	有機エレクトロニクス分野における共同開発支援	52	60	補
他の中小企業者と連携して新たな事業活動を行いたい	新連携(異分野連携)の支援	53	61	補
	企業間連携支援事業	54	62	補
技術や製品開発の提案力の強化を図り、新事業の創出につなげたい	山形県ものづくり企業企画提案力強化事業(仮称)	55	63	
本県の地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい	中小企業地域資源活用促進法による支援	56	64	補
農林水産業者と商工業者が連携し事業に取り組みたい	農商工等連携の支援	57	65	補
	やまがた農商工連携ファンド事業	58	66	補
施設・設備の整備に対する支援を受けたい(食品製造業)	食産業王国やまがた推進事業	59	68	補
多彩な事業者のネットワークを構築し事業に取り組みたい	6次産業化ネットワーク活動交付金	60	69	補
事業段階に応じたきめ細かな支援を受けたい	新事業創出支援事業	61	70	
新製品開発等に関し支援を受けたい	新製品開発促進助成金	62	71	補
	地域土産品開発等推進事業	63	72	補
工場の進出等について相談したい	山形県企業立地ワンストップサポートセンター	64	73	
工場の新増設や設備導入の際の支援を受けたい	企業立地促進法に基づく設備投資に対する支援	65	73	融

支援施策一覧

概 要	施 策 名	番号	頁	※
成長分野参入への指導を受けたい	成長分野参入戦略指導事業	66	74	補
航空機・医療機器分野へ参入したい	航空機・医療機器分野の認証取得支援	67	75	
航空機産業に新規参入・取引拡大したい	航空機産業参入促進事業	68	75	
医療機器関連産業に新規参入・取引拡大したい	医療機器産業参入セミナー (兼 村山インダストリー倶楽部「医療機器」部会)	69	76	
建設業等における新分野進出に関し支援を受けたい	山形県建設産業新分野進出支援センター専門相談事業	70	76	
ものづくりについて情報交換したい(村山地域)	村山インダストリー倶楽部の運営	71	77	
新商品開発や新製品の販路開拓に関し支援を受けたい(村山地域)	村山ものづくり価値創造支援事業	72	77	補
新商品・新サービスの販路開拓に向けたマーケティングの支援を受けたい	販路開拓コーディネート事業	74	79	
新事業や企業再建等に取り組みたい	挑戦支援資本強化特例制度	165	173	融
創業資金を借り入れたい	創業等関連保証制度・創業関連保証制度	167	175	
経営全般について助言を受けたい(保証利用(予定)企業)	専門家派遣事業(山形県信用保証協会)	171	179	
創業や事業拡大、経営改善等について専門家の助言を受けたい	専門家派遣事業((公財)山形県企業振興公社)	183	191	
	エキスパートバンク事業	184	192	
経営全般について助言を受けたい	商工会・商工会議所経営指導員による助言	185	192	
新事業展開・経営基盤強化について専門家の助言を受けたい	専門家継続派遣事業((独法)中小企業基盤整備機構)	186	193	
経営の効率化、生産性向上に対する助言を受けたい	ものづくりシニアインストラクター活用事業	187	194	
創業やものづくり、インターネットビジネスについて相談したい	庄内産業振興センター起業・ビジネス相談室B-Support(ビー・サポート)	188	195	

(3) 販路開拓

概 要	施 策 名	番号	頁	※
他の中小企業者と連携して新たな事業活動を行いたい	新連携(異分野連携)の支援	53	61	補
	企業間連携支援事業	54	62	補
技術や製品開発の提案力の強化を図り、新事業の創出につなげたい	山形県ものづくり企業企画提案力強化事業(仮称)	55	63	
本県の地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい	中小企業地域資源活用促進法による支援	56	64	補
農林水産業者と商工業者が連携し事業に取り組みたい	農商工等連携の支援	57	65	補
事業段階に応じたきめ細かな支援を受けたい	新事業創出支援事業	61	70	
成長分野参入への指導を受けたい	成長分野参入戦略指導事業	66	74	
航空機・医療機器分野へ参入したい	航空機・医療機器分野の認証取得支援	67	75	補
航空機産業に新規参入・取引拡大したい	航空機産業参入促進事業	68	75	
医療機器関連産業に新規参入・取引拡大したい	医療機器産業参入セミナー (兼 村山インダストリー倶楽部「医療機器」部会)	69	76	
建設業等における新分野進出に関し支援を受けたい	山形県建設産業新分野進出支援センター専門相談事業	70	76	
ものづくりについて情報交換したい(村山地域)	村山インダストリー倶楽部の運営	71	77	
新商品開発や新製品の販路開拓に関し支援を受けたい(村山地域)	村山ものづくり価値創造支援事業	72	77	補
コンサルティング会社等を活用して販路を開拓したい	山形県中小企業トータルサポート補助金 (コンサルティング活用販路開拓等支援事業)	73	78	補
新商品・新サービスの販路開拓に向けたマーケティングの支援を受けたい	販路開拓コーディネート事業	74	79	

支援施策一覧

概 要	施 策 名	番号	頁	※
取引先を開拓したい	ビジネス・マッチングステーション	75	80	
	商談会等の開催((公財)山形県企業振興公社)	76	81	
	J-GoodTech	77	82	
	新価値創造展	78	83	
	下請取引あっせん事業	79	83	
	とうほく・北海道新技術・新工法展示商談会	80	84	
	庄内商談会2015	81	85	
組込みシステムの開発や関連ビジネス拡大に取り組みたい	組込み関連産業クラスタ形成事業(商談会開催等)	82	86	
地場産業の販路拡大の支援を受けたい	地場産業等販路開拓事業費補助金	83	87	補
地場産業の振興のために支援を受けたい	伝統的工芸品産業産地補助金	84	88	補
	地場産業等振興プラットフォーム	85	88	
首都圏、関西圏で受注獲得に向けた情報収集・発信をしたい。	取引推進員等設置事業	86	89	
県産品の販路拡大の支援を受けたい	山形県の観光と物産展	87	89	
	山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」トライアル販売	88	90	
県産品のブラッシュアップのための支援を受けたい	山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」イベントコーナー	89	91	
販路拡大のために情報を発信したい(食関係)	やまがた食材ネット	90	92	
新たな市場開拓や販路拡大を図りたい(食料品製造業者等)	おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会	91	93	
県産品の販路拡大の支援を受けたい	山形県産品愛用運動	132	142	
障がい者を積極的に雇用する場合の優遇制度を知りたい	障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達優遇制度	133	143	
課題の解決策を相談したい(食品産業、首都圏等マーケティング、環境・再生可能エネルギー、事業承継)	専門支援コーディネーター事業	189	196	

(4)雇用／人材育成

概 要	施 策 名	番号	頁	※
IT関連ビジネスへ進出したい、社内IT化を図りたい	戦略的CIO育成支援事業	9	20	
技術者、技能者を養成したい	技術者研修	25	32	
	製造業技術者研修	26	33	
	産業技術短期大学校産業技術専攻科事業	27	34	
次世代自動車等の最新動向を知りたい	次世代自動車研究会の開催	29	36	
自動車関連の技術開発力を向上させたい	自動車産業関連人材育成事業	30	37	補
ものづくりを支える人材を育成したい	ものづくり中核人材育成研修	31	39	
従業員の能力や技術力をレベルアップしたい(組込みソフトウェア関連)	組込みソフトウェア技術者研修	33	41	
創業準備段階から経営安定までの一貫した支援を受けたい	やまがたチャレンジ創業応援事業	35	43	補
創業について専門家の助言を受けたい、基礎知識を学びたい	山形県産業創造支援センターによる創業支援	39	47	
創業等に関する基本知識を習得したい	創業人材育成事業(創業塾、経営革新塾)	40	48	
地域ビジネスについて支援を受けたい(村山地域)	地域ビジネス理解促進・創出支援事業	41	49	

支援施策一覧

概 要	施 策 名	番号	頁	※
地場産業の振興のために支援を受けたい	伝統的工芸品産業産地補助金	84	88	(補)
	地場産業等振興プラットフォーム	85	88	
最低賃金の引上げに向けて支援を受けたい	山形県最低賃金総合相談支援センターによるワン・ストップ無料相談	101	103	
	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)	102	104	(補)
非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組みたい	キャリアアップ助成金	103	105	(補)
正社員化を進めるための支援を受けたい	山形県正社員化等促進奨励金	104	108	(補)
休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持したい	雇用調整助成金	105	109	(補)
安定就業を希望する未経験者を試行的に雇い入れたい	トライアル雇用奨励金	106	110	(補)
従業員の処遇や職場環境の改善に取り組むための支援を受けたい	職場定着支援助成金(個別企業助成コース)	107	111	(補)
従業員の職業能力向上のための支援を受けたい	キャリア形成促進助成金	108	112	(補)
	企業内人材育成推進助成金	109	114	(補)
従業員の再就職を支援したい	労働移動支援助成金	110	115	(補)
雇用情勢が特に厳しい地域で事業所を設置・整備して従業員を雇いたい	地域雇用開発奨励金	111	116	(補)
仕事と家庭の両立支援や女性の活躍促進に取り組むための支援を受けたい	両立支援等助成金	112	117	(補)
女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に取り組みたい	山形いきいき子育て応援企業総合支援事業	113	118	(補)
従業員を採用したい(即戦力となるUIターン者、企業OB等)	やまがた21人材バンク	114	119	
従業員を採用したい(就職を希望する学生等)	やまがた産業・企業・就職ガイダンス	115	120	
人材育成や経営能力の向上を図りたい	ものづくり産業マネジメント人材育成事業	116	121	
	中小企業大学校の研修	117	122	
従業員のレベルアップを図りたい(庄内地域)	職業能力開発支援事業	118	124	
人材育成や経営能力の向上を図りたい	認定職業訓練助成事業	119	125	(補)
技能五輪・アビリンピックへの参加者を育成したい	技能五輪・アビリンピック選手育成助成金	120	126	(補)
	若手技能者技術研修等支援助成金	121	127	(補)
若年技能者の育成を図りたい	若年技能者人材育成支援等事業「ものづくりマイスター等」による若年技能者への実技指導	122	128	
従業員の能力や技術力をレベルアップしたい	在職者訓練	123	129	
労働問題について相談したい	労働問題についての相談受付	124	130	
労使間の紛争解決を図りたい	労働相談会	125	131	
	労使間の紛争解決(山形県労働委員会)	126	132	

(5)経営安定／事業再生

概 要	施 策 名	番号	頁	※
自己資本の充実に関する支援を受けたい	中小企業投資育成株式会社による支援	37	45	
事業再生について助言を受けたい	経営安定特別相談事業	96	99	
	山形県中小企業再生支援協議会	97	100	
経営改善計画策定の支援を受けたい	認定支援機関による経営改善計画策定支援	98	101	(補)
	認定支援機関による経営改善計画策定支援事業への費用補助	99	101	(補)

支援施策一覧

概 要	施 策 名	番号	頁	※
抜本的な事業再生に対して支援を受けたい	「第二会社方式」による事業再生に関する支援	100	102	
特定の経営課題について専門家の助言を受けたい	経営実務支援事業	134	144	
小規模企業の経営者が利用できる退職金制度について知りたい	小規模企業共済制度	135	145	
連鎖倒産を防ぎたい	経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)	136	146	
安全・確実・有利に退職金制度を確立したい	中小企業退職金共済制度	137	147	補
BCP(事業継続計画)を策定したい	中小企業BCP(事業継続計画)策定運用指針	138	148	
防災のための施設整備をしたい	防災施設整備融資制度(BCP融資)	139	148	融
突然の自然災害から事業を復旧させたい	災害復旧貸付制度	140	149	融

(6) 海外展開／知的財産

概 要	施 策 名	番号	頁	※
取引先を開拓したい	J-GoodTech	77	82	
特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい	研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減	92	94	
	中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する特許料等の軽減	93	95	補
海外での産業財産権の保護・活用について支援を受けたい	「海外での産業財産権」の活用に関する支援	94	96	補
知的財産の活用等について支援を受けたい	知的財産権に関する総合的な支援	95	98	
海外展開のための支援を受けたい	ジェトロ山形による海外展開支援	127	133	
	山形県国際経済振興機構(国際機構)による支援	128	137	補
海外での事業化に向けて事前に調査したい、計画を立てたい	海外ビジネス戦略推進支援事業	129	139	補
海外進出や国際取引に関する助言を受けたい	中小企業国際化支援アドバイス事業	130	140	
複数の中小企業が協働して海外展開に取り組みたい	ふるさと名物応援事業補助金(JAPANブランド育成支援事業)	131	141	補

(7) 環境・エネルギー対策／商業・まちづくり

概 要	施 策 名	番号	頁	※
低炭素機器や再生可能エネルギー設備の導入について支援を受けたい	再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	141	150	補
再生可能エネルギー設備の導入について支援を受けたい	山形県再生可能エネルギー発電事業促進資金利子補助金	142	151	補
省エネルギー対策を進めたい	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	143	152	補
	エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分(天然ガスに係るもの))	144	153	補
	ビル・工場の省エネルギー・節電診断	145	154	
天然ガスコージェネレーションや自家発電設備を導入したい	分散型電源導入促進事業費補助金	146	155	補
再生可能エネルギー熱利用設備等の導入について支援を受けたい	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	147	156	補
再生可能エネルギーの導入について支援を受けたい	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	148	157	補
省エネ・再エネ設備への投資を行う場合の税制上の優遇措置を知りたい	グリーン投資減税	149	158	
再生可能エネルギー関連分野へ参入したい	再生可能エネルギー関連分野への参入支援	150	158	

支援施策一覧

概 要	施 策 名	番号	頁	※
環境に配慮した経営を行いたい	エコドライブ推進モデル事業所登録制度事業	151	159	
	山形県環境アドバイザー派遣事業	152	159	
	エコアクション21、山形エコアクション21	153	160	
	地球温暖化防止活動推進員の派遣	154	160	
リサイクル等の技術の研究開発について支援を受けたい	3R研究開発事業費補助金	155	161	補
リサイクル施設等の整備について支援を受けたい	循環型産業施設整備事業費補助金	156	162	補
小型家電のリサイクル施設等の整備について支援を受けたい	小型家電リサイクル施設・設備整備支援事業費補助金	157	163	補
リサイクル製品について販路を拡大したい	山形県リサイクル製品の認定制度	158	164	
	山形県リサイクル認定製品販売促進支援事業費補助金	159	164	補
廃棄物の発生抑制やリサイクル等について助言を受けたい	3R推進環境コーディネーターによる支援	160	165	
3Rやゼロエミッションについて専門家による支援を受けたい	3Rコンサルティング支援事業	161	165	
中心市街地や商店街の活性化の取組みに対して支援を受けたい	中心市街地・商店街活性化支援事業	177	185	補
課題の解決策を相談したい(食品産業、首都圏等マーケティング、環境・再生可能エネルギー、事業承継)	専門支援コーディネーター事業	189	196	

2 金融支援

概 要	施 策 名	番号	頁	※
設備貸与制度を利用したい(経営基盤の強化)	小規模企業者等設備貸与制度	4	15	
設備貸与制度を利用したい(先端技術力の向上)	工業技術力整備機械貸与制度	5	16	
研究開発成果を事業化するための支援を受けたい	中小企業技術革新支援(SBIR)	8	19	融
IT関連ビジネスへ進出したい、社内IT化を図りたい	IT活用促進資金	10	21	融
設備貸与制度を利用したい(自動車航空機分野)	自動車航空機関連産業設備貸与制度	28	35	
創業資金を借り入れたい	新創業融資制度	34	42	融
自己資本の充実に関する支援を受けたい	中小企業投資育成株式会社による支援	37	45	融
事業をスタートするための資金供給や経営支援を受けたい	サムライインキュベートファンド	38	46	融
工場の新増設や設備導入の際の支援を受けたい	企業立地促進法に基づく設備投資に対する支援	65	73	融
防災のための施設整備をしたい	防災施設整備融資制度(BCP融資)	139	148	融
突然の自然災害から事業を復旧させたい	災害復旧貸付制度	140	149	融
事業資金(設備資金・運転資金)の融資を受けたい	山形県商工業振興資金	162	166	融
	マル経融資(経営改善貸付)	163	170	融
一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい	セーフティネット貸付制度	164	171	融
新事業や企業再建等に取り組みたい	挑戦支援資本強化特例制度	165	173	融
事業資金を借り入れたい	信用保証制度	166	174	
創業資金を借り入れたい	創業等関連保証制度・創業関連保証制度	167	175	
経営力強化に取り組むための資金を借り入れたい	経営力強化保証制度	168	176	
取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい	信用保証協会によるセーフティネット保証制度	169	177	

支援施策一覧

概 要	施 策 名	番号	頁	※
信用保証協会の保証付借入金の借入れを一本化したい	信用保証協会による借換保証	170	178	
経営全般について助言を受けたい(保証利用(予定)企業)	専門家派遣事業(山形県信用保証協会)	171	179	
地域振興に資する事業を実施する場合に融資を受けたい	地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)	172	180	融
事業資金(新規事業・事業基盤の強化拡張等)の融資を受けたい	地域再生支援利子補給金	196	201	融

3 財務支援(税制・事業承継)

概 要	施 策 名	番号	頁	※
省エネ・再エネ設備への投資を行う場合の税制上の優遇措置を知りたい	グリーン投資減税	149	158	
中小企業における様々な税制措置について知りたい	中小企業に適用される税制	173	181	
雇用を増加させる企業に対する税制上の優遇措置を知りたい	雇用促進税制	174	182	
事業承継について支援を受けたい	事業承継円滑化支援事業	175	183	
	経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援	176	184	
課題の解決策を相談したい(食品産業、首都圏等マーケティング、環境・再生可能エネルギー、事業承継)	専門支援コーディネーター事業	189	196	

4 相談・情報提供

概 要	施 策 名	番号	頁	※
様々な支援制度を紹介して欲しい	地域コーディネート事業	178	186	
様々な経営課題を解決して欲しい	よろず支援拠点事業	180	188	
経営全般について助言を受けたい	商工会・商工会議所経営指導員による助言	185	192	
工業技術に関する助言を受けたい	企業等からの相談対応	11	22	
	ものづくり現場サポート事業	12	22	
産学官での共同開発を行いたい	産学官連携コーディネート事業	16	25	
バイオ技術を活用して新事業を展開したい	バイオクラスター形成促進事業	17	26	補
山形大学と連携して事業を行いたい	産学連携事業(山形大学国際事業化研究センター)	18	27	
鶴岡工業高等専門学校と連携して事業を行いたい	共同研究、技術相談(鶴岡工業高等専門学校地域連携センター)	19	28	
東北芸術工科大学と連携して事業を行いたい	産学連携事業(東北芸術工科大学共創デザイン室)	20	29	
デザインを活用して商品価値を高めたい	やまがたデザイン相談窓口 D-Link	22	30	
半導体関連産業の情報を得たい	半導体関連産業集積促進事業	24	31	
生産改善に関する助言を受けたい	生産改善アドバイザー指導事業	32	40	
創業準備段階から経営安定までの一貫した支援を受けたい	やまがたチャレンジ創業応援事業	35	43	補
創業について専門家の助言を受けたい、基礎知識を学びたい	山形県産業創造支援センターによる創業支援	39	47	
地域ビジネスについて支援を受けたい(村山地域)	地域ビジネス理解促進・創出支援事業	41	49	
事業段階に応じたきめ細かな支援を受けたい	新事業創出支援事業	61	70	
工場の進出等について相談したい	山形県企業立地ワンストップサポートセンター	64	73	
建設業等における新分野進出に関し支援を受けたい	山形県建設産業新分野進出支援センター専門相談事業	70	76	

支援施策一覧

概 要	施 策 名	番号	頁	※
ものづくりについて情報交換したい(村山地域)	村山インダストリー倶楽部の運営	71	77	
取引先を開拓したい	J-GoodTech	77	82	
首都圏、関西圏で受注獲得に向けた情報収集・発信をしたい。	取引推進員等設置事業	86	89	
販路拡大のために情報を発信したい(食関係)	やまがた食材ネット	90	92	
海外での産業財産権の保護・活用について支援を受けたい	「海外での産業財産権」の活用に関する支援	94	96	補
知的財産の活用等について支援を受けたい	知的財産権に関する総合的な支援	95	98	
事業再生について助言を受けたい	経営安定特別相談事業	96	99	
	山形県中小企業再生支援協議会	97	100	
最低賃金の引上げに向けて支援を受けたい	山形県最低賃金総合相談支援センターによるワン・ストップ無料相談	101	103	
労働問題について相談したい	労働問題についての相談受付	124	130	
労使間の紛争解決を図りたい	労働相談会	125	131	
海外展開のための支援を受けたい	ジェトロ山形による海外展開支援	127	133	
	山形県国際経済振興機構(国際機構)による支援	128	137	補
海外進出や国際取引に関する助言を受けたい	中小企業国際化支援アドバイス事業	130	140	
特定の経営課題について専門家の助言を受けたい	経営実務支援事業	134	144	
廃棄物の発生抑制やリサイクル等について助言を受けたい	3R推進環境コーディネーターによる支援	160	165	
3Rやゼロエミッションについて専門家による支援を受けたい	3Rコンサルティング支援事業	161	165	
経営全般について助言を受けたい(保証利用(予定)企業)	専門家派遣事業(山形県信用保証協会)	171	179	
様々な経営課題を解決して欲しい	支援ポータルサイト「ミラサポ」と「専門家派遣」	179	187	
取引に関する様々な悩みを迅速に解決したい	下請かけこみ寺事業	181	189	
取引に関して相談したい	中小企業取引相談目安箱	182	190	
創業や事業拡大、経営改善等について専門家の助言を受けたい	専門家派遣事業((公財)山形県企業振興公社)	183	191	
	エキスパートバンク事業	184	192	
新事業展開・経営基盤強化について専門家の助言を受けたい	専門家継続派遣事業((独法)中小企業基盤整備機構)	186	193	
経営の効率化、生産性向上に対する助言を受けたい	ものづくりシニアインストラクター活用事業	187	194	
創業やものづくり、インターネットビジネスについて相談したい	庄内産業振興センター起業・ビジネス相談室B-Support(ビー・サポート)	188	195	
課題の解決策を相談したい(食品産業、首都圏等マーケティング、環境・再生可能エネルギー、事業承継)	専門支援コーディネーター事業	189	196	
現場改善に関する助言を受けたい	改善活動指導事業(取引支援アドバイザー)	190	197	
中小企業経営に関する情報を入手したい	J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト	191	198	
	e-中小企業ネットマガジン	192	198	
地域資源商品の魅力を伝えたい、地域資源商品をもっと仕入れたい	Rin crossing	193	199	
連携や情報交換を行いたい	もがみイブニングサロン	194	200	
	最上夜学	195	200	

新たなチャレンジのため設備を導入したい

1

山形県中小企業トータルサポート補助金 (設備投資等促進事業)

県内に事業所を有する中小企業者の付加価値額拡大のための設備導入等を支援します。

● 対象となる方

次の(1)、(2)の要件をいずれも満たす中小企業者

(1)山形県内に事業所を有する者

(2)補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者

● 支援の内容

【事業概要】

経済産業省平成26年度補正予算事業「ものづくり・商業・サービス革新事業」(以下、「ものづくり・サービス補助金」といいます。)で不採択となった事業のうち、認定支援機関等によるブラッシュアップを図った上で、本県中小企業の付加価値向上に資する事業として山形県知事が認定したものにに対し補助金を交付します。

【補助内容】

① 補助対象事業

ものづくり・サービス補助金の「革新的サービス(一般型)」、「ものづくり技術」又は「共同設備投資」に応募した事業で、ものづくり・サービス補助金の交付決定を受けていない事業(ものづくり・サービス補助金の2次公募に応募する予定の事業を除く。)

※ ただし、本事業への応募にあたっては、認定支援機関による指導・助言をもとに、ものづくり・サービス補助金に応募した事業計画の見直し(ブラッシュアップ)を行う必要があります。

② 補助率：1/2以内

③ 補助金額(上限)：

[革新的サービス(一般型)]・[ものづくり技術] 750万円以内

[共同設備投資] 3,750万円以内(375万円以内/社)

④ 補助対象経費

機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、雑役務費、クラウド利用費

※ただし、機械装置費以外の経費に係る補助金額は、補助金総額の1/2以内とする。

【募集期間】

平成27年6月下旬～7月中旬

(ものづくり・サービス補助金の採択決定状況により変更になる場合があります。)

● ご利用の方法

補助金申請までの流れ等は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県中小企業トータルサポート補助事業地域事務局
(山形県中小企業団体中央会内)

TEL. 023-665-1077 FAX. 023-665-1078

山形県商工労働観光部 中小企業振興課 企業振興担当

TEL. 023-630-2135 FAX. 023-630-3267

技術開発や、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化について 支援を受けたい

2 やまがた地域産業応援基金による助成金

地域の経済と雇用を支える中小企業の活性化を図り自立型の産業を強化するため、「やまがた地域産業応援基金」を活用し、中小企業等による新産業・新事業・新技術の芽出し・育成を重点的・集中的に支援します。

● 対象となる方

県内に主たる事業所を有する中小企業者、NPO法人、有限責任事業組合、県内で創業する起業家、産業支援機関等

● 支援の内容

1 ものづくり産業の育成

山形県の強みである東北屈指の工業・技術集積により、ものづくり産業群が産業全体を牽引している中、産業をリードするプロジェクトを中心として、技術開発、製品化、事業化を支援します。

事業区分	目的	対象者	対象経費	事業期間	助成率	限度額 (千円/年)
(1) 新技術等育成支援事業						
事前調査支援型	シーズの事業化可能性調査など、新たな研究開発に向けて事前に取り組む事業	中小企業者 LLP 起業家 上記のグループ	専門家謝金/旅費/調査委託料等の調査費/資料購入費/分析等の外注費	1年以内	2/3以内	1,000 2,000 (重点分野※)
研究開発支援型	新たな技術等の開発、又はそれらを活用した商品開発など、新規市場の創出や新事業展開のための研究開発に取り組む事業		原材料費/機械装置・工具器具費/外注加工費/技術指導受入費/委託・共同研究費/旅費/産業財産権導入費	2年以内		5,000 10,000 (重点分野※)
早期事業化支援型	研究段階が既に終了し事業化が見込まれる試作品の市場評価の収集、販路開拓に向けた調査など、早期の事業化に取り組む事業		サンプル製作費/謝金/旅費/委託費/会場設営運営費/広報宣伝費	1年以内		1,000 2,000 (重点分野※)
(2) 課題解決型技術開発支援事業	既存技術を活用した新製品開発又は試作品等の開発・改良等の技術開発課題の解決に向けて取り組む事業	中小企業者 LLP 起業家 上記のグループ	謝金/旅費/委託・共同研究費/材料・消耗品費/機械装置・工具器具費/外注加工費	2年以内		2,000 4,000 (重点分野※)

2 地域資源等を活用した、創業や新事業の芽出し・育成

山形県の多様で恵まれた地域資源を活用した、付加価値の高い商品・サービスの創出を支援します。また、少子高齢化の進行、環境問題、情報化の進展などの社会変化に伴う地域のニーズを捉えた新たな事業創出を支援します。

事業区分	目的	対象者	対象経費	事業期間	助成率	限度額 (千円/年)
(1) 創業・新事業支援事業						
地域資源活用型	地域資源を活用した新商品及び新サービスの開発・事業化に取り組む事業	中小企業者 NPO法人 LLP 起業家 上記のグループ	謝金/旅費/会議費/会場設営運営費/印刷製本費/資料購入費/通信運搬費/集計・分析費/広告宣伝費/翻訳料/産業財産権導入費/市場調査費/消耗品費/機器借上料/雑役務費/委託費/原材料費/機械装置・工具備品費/デザイン料/試作費/設計費/外注加工費	2年以内	2/3以内	3,000 6,000 (重点分野※)
地域ニーズ対応型	健康福祉、環境等地域ニーズに対応した新産業の創出及び新サービスの開発・事業化に取り組む事業					1,000 2,000 (重点分野※)
(2) 中小企業育成等支援事業(創業・新事業支援型)	中小企業等とともに取り組む上記「創業・新事業支援事業」に掲げる事業	産業支援機関(商工会、商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、一般社団法人、一般財団法人(特例民法法人を含む))	謝金/旅費/会議費/会場設営運営費/印刷製本費/資料購入費/通信運搬費/集計・分析費/広告宣伝費/翻訳料/市場調査費/消耗品費/機器借上料/雑役務費/委託費/外注加工費	1年以内	10/10以内	2,000 4,000 (重点分野※)

※ 重点分野：ア 成長分野(①自動車、②航空機、③ロボット、④環境・エネルギー、⑤医療・福祉・健康、⑥食品・農業)
イ 先端分野(①有機エレクトロニクス、②バイオテクノロジー)

技術開発や、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化について 支援を受けたい

	実施時期
応募に関する相談受付	4月1日(水)～6月5日(金)
応募受付	6月8日(月)～6月12日(金)
事業内容の確認等	6月中旬～下旬
審査委員会	7月上旬～中旬
審査結果の通知	7月中旬
助成金交付申請/交付決定	7月下旬～8月上旬

※このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。
※採択の状況により、再募集をする場合があります。

【留意事項】

- 応募された事業の中から、(公財)山形県産業技術振興機構が設置する「助成事業審査委員会」で審査して決定します。この際、応募者による事業内容の説明(プレゼンテーション)をお願いする場合があります。
- 事業期間は、事業区分に応じて、交付決定から1年以内～2年以内となっています。年度をまたいで、事業をすることができます。
- 助成金は、原則として、事業完了後の精算払いですが、事業の進捗状況に応じて、平成28年2月頃に概算払いをする場合があります。

● ご利用の方法

詳細は公募要領に記載しています。応募の検討にあたっては、必ず公募要領を確認の上、書類の書き方等、不明な点については、下記までお問い合わせください。

《公募要領の入手方法》

下記の相談窓口で配布しています。また、(公財)山形県産業技術振興機構の下記ホームページからも、公募要領及び応募書類様式をダウンロードすることができます。

(公財)山形県産業技術振興機構ホームページ

URL <http://www.ypoint.jp/>

お問い合わせ先

【助成金の申請に関すること】

公益財団法人山形県産業技術振興機構 振興部 プロジェクト推進課

TEL. 023-647-3163 ☎ info@ypoint.jp

山形県村山総合支庁 産業経済企画課 (地域コーディネーター)

TEL. 023-621-8439 FAX. 023-621-8437

山形県最上総合支庁 産業経済企画課 (地域コーディネーター)

TEL. 0233-29-1062 FAX. 0233-23-2628

山形県置賜総合支庁 産業経済企画課 (地域コーディネーター)

TEL. 0238-26-6097 FAX. 0238-26-6047

山形県庄内総合支庁 産業経済企画課 (地域コーディネーター)

TEL. 0235-66-5484 FAX. 0235-66-4953

【制度に関すること】

公益財団法人山形県産業技術振興機構 振興部 プロジェクト推進課

TEL. 023-647-3163 ☎ info@ypoint.jp

売上向上、販路開拓、新商品開発の支援を受けたい

3

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が商工会議所・商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓(創意工夫による売り方や商品開発、パッケージデザイン変更、商談会参加のための運賃など)に取り組む費用を補助します。

● 対象となる方

小規模事業者(単独または複数の小規模事業者)

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

● 支援の内容

【補助率】補助対象経費の2/3以内

【補助上限額】:50万円

100万円(雇用増加、処遇改善、買い物弱者対策)

500万円(連携する小規模事業者数による)

【留意事項】申込みにあたり、補助金申請者が所在する地区の商工会・商工会議所で書類を確認する作業が必要のため、締切日まで余裕を持った日程で商工会・商工会議所にご相談ください。

● 交付申請受付期間

受付開始:平成27年2月27日(金)

第1次受付締切:平成27年3月27日(金)

第2時受付締切:平成27年5月27日(水)

● ご利用の方法

詳しい内容については、ホームページをご覧ください、下記までお問い合わせ下さい。

日本商工会議所HP:<http://h26.jizokukahojokin.info/>

全国商工会連合会HP:http://www.shokokai.or.jp/?post_type=annais&p=1902

お問い合わせ先

東北経済産業局 産業部 経営支援課
TEL. 022-221-4806

最寄りの商工会・商工会議所
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

設備貸与制度を利用したい(経営基盤の強化)

4

小規模企業者等設備貸与制度

(公財)山形県企業振興公社では、小規模企業者等の経営基盤の強化に必要な設備の導入を支援するため、設備の貸与(割賦販売・リース)を行っています。

貸与対象者		○山形県内に事業所があり、市町村民税を完納していること ○原則全業種対象 ○常時雇用の従業員数が50名以下であること
貸与対象設備		(1)売買契約及び設置を行っていない機械設備 (2)付加価値額が一定以上向上すると見込まれる機械設備 (投資効果は公社が算定します。)
貸与条件	限度額	100万円～1億円
	期間	(1)割賦:3年～10年(設備の法定耐用年数の範囲内) 据置期間 1年未満の範囲内で月単位で選択可能 (2)リース:3年～10年(税務上の適正リース期間の範囲内) 据置期間の設定はありません
	利率 (平成27年 4月現在)	(1)割賦:基準利率1.4%～1.8% (2)リース:基準月額リース料率 3年:2.950%～10年:0.993%(詳しくはお問合せ下さい) (割賦・リースとも経営状況等によりさらに優遇料率設定あり)
	保証金	設備金額の5% (割賦のみ、お支払の最終回へ充当します。リースは不要です。)
	連帯保証人	原則第三者不要、代表者は経営者保証ガイドラインに沿って対応
	損害保険	割賦:借主が保険料を負担し加入 リース:公社が保険料を負担し加入
取扱機関		(公財)山形県企業振興公社

● ご利用の方法

お申し込みは、公社窓口又は書類郵送にて随時受付けています。
月末に締め切り、翌月下旬までに可否をお知らせします。
その後、1週間ほどで設備の導入が可能です。
必要書類については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 総務部
設備貸与グループ

TEL. 023-647-0661 FAX. 023-647-0666

✉ setsubi@ynet.or.jp

設備貸与制度を利用したい(先端技術力の向上)

5

工業技術力整備機械貸与制度

(公財)山形県企業振興公社では、地域において中核的な機能を有する企業の先端技術力の向上を図るために必要な設備の導入を促進するため、設備の貸与(割賦販売・リース)を行っています。

貸与対象者		○山形県内に事業所があり、市町村民税を完納していること ○常時雇用の従業員が51名以上であること ○原則製造業対象(その他の業種はお問い合わせ下さい。) ○事業の実績が1年以上あること ○事業協同組合等も対象となる場合があります
貸与対象設備		(1)売買契約及び設置を行っていない機械設備 (2)合理化・省力化・技術向上等の効果が見込まれる機械設備
貸与条件	限度額	300万円～1億円(自動車・超精密等関連産業は1.5億円まで)
	期間	(1)割賦:3年～7年(設備の法定耐用年数の範囲内) 据置期間 月賦:6ヶ月 半年賦:1年 (2)リース:3年～7年(税務上の適正リース期間の範囲内) 据置期間の設定はありません
	利率 (平成27年4月現在)	(1)割賦:損料率1.8%(固定年率) (2)リース:月額リース料率 3年:2.950%～7年:1.354%(詳しくはお問合せ下さい)
	保証金	設備金額の5% (割賦のみ、お支払の最終回へ充当します。リースは不要です。)
	連帯保証人	原則第三者不要、代表者は経営者保証ガイドラインに沿って対応
	損害保険	割賦:借主が保険料を負担し加入 リース:公社が保険料を負担し加入
取扱機関		(公財)山形県企業振興公社

● ご利用の方法

お申し込みは、公社窓口又は書類郵送にて随時受付けています。
月末に締め切り、翌月下旬までに可否をお知らせします。
その後、1週間ほどで設備の導入が可能です。
必要書類については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 総務部
設備貸与グループ

TEL. 023-647-0661 FAX. 023-647-0666

✉ setsubi@ynet.or.jp

基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい

6

戦略的基盤技術高度化支援事業

製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者の特定ものづくり基盤技術(デザイン、精密加工、立体造形等の12技術分野)の高度化に資する研究開発、試作開発、及び販路開拓への取組みについて支援します。

● 対象となる方

法の認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者を含む、事業管理機関、研究等実施機関、アドバイザー等によって構成される共同体を基本とします。

※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ日本国内で研究開発を行っていることが必要です。共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」(以下「法認定事業者」)及び協力者を全て含む必要があります。

この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理(知的所有権を含む)等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行うものです。

● 支援の内容

「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく、特定ものづくり基盤技術(デザイン、精密加工、立体造形等の12技術分野)の高度化に資する研究開発、試作開発、及び販路開拓への取組みについて、国から補助金を受けることができます。

【補助金額】

初年度に行う研究開発等に要する補助金の合計額

4,500万円以下

(1) 大学・公設試等(補助率:定額 1,500万円を上限)

(2) 中小企業・小規模事業者等(補助率:2/3)

【研究期間】

2年度又は3年度

【公募期間】

平成27年4月13日(月)～平成27年6月11日(木)

経済産業局



補助(2/3、定額)

中小企業者・ユーザー企業・研究
開発機関等の共同研究体

● ご利用の方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2) 外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 経済産業局から補助金の交付決定後、研究開発等を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 経済産業局から補助金を受給

その他、詳しい内容は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課
TEL. 022-221-4897 FAX. 022-265-2349

大学発の技術シーズを活用した研究開発を行いたい

7

シーズ活用研究開発事業 (革新的ものづくり産業創出連携促進事業 内)

我が国における大学発の技術シーズの活用による新事業創出の促進を目的として、中小企業、小規模事業者が大学発の技術シーズを活用した研究開発及び販路開拓のプロジェクトに対し支援します。

● 対象となる方

以下の条件等に当てはまる連携体が行う事業（これ以外にも条件がございます）

- (1) 対象となる事業が、事業化に必要な研究開発のうち、「大学発の技術シーズ」を活用するもの、及び、その成果に係る販路開拓の事業であって、事業化に向けて自治体・公設試、地域金融機関からの支援および外部専門家からの助言等を受けているものであること。
- (2) 補助事業終了後、2年以内に事業化に結びつく研究開発、販路開拓であること。
- (3) 「中小ものづくり高度化法」12分野の技術を活用した事業であること。
- (4) 連携体の構成員が、中小企業者・小規模事業者、中小企業等が課題を解決する上で専門的な見地から有効な解決策を提示・支援することができる研究機関・支援機関等で、少なくとも2者以上で構成されていること。

※1 「大学発の技術シーズ」とは、大学の研究者が単独、または企業等と共同で開発した技術のうち、知的財産に該当し、技術シーズの開発者等からの技術支援を受けることが可能であるものをいう。

● 支援の内容

【補助率】

補助対象経費の2/3以内

【限度額】

300万円以上2千万円以下（年度毎）

※最長で2年度にわたり補助事業を実施することが可能

【留意事項】

採択された補助事業計画書に基づき、複数年度（最長2年度）にわたり補助金の交付申請を行うことができます。ただし、補助金の交付申請及び交付決定は単年度ごとに行い、補助事業期間2年を選択した場合は、年度中に実施する中間審査の結果によっては、事業の縮小・中止の場合もありますので、ご注意ください。

【補助対象経費】

本事業に必要な機器設備費、事業費（備品・消耗品費、旅費・交通費等）、労務費、共同研究費 等

● ご利用の方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
平成27年5月11日（月）～平成27年6月19日（金）[17時必着]
- (2) 外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 経済産業局から補助金を受給

その他、詳しい内容は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課
TEL. 022-221-4897 FAX. 022-265-2349

8 中小企業技術革新支援（SBIR）

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者等は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の軽減や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

● 対象となる方

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき指定される特定の研究開発の補助金や委託費（特定補助金等※）の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人（大学等の研究者等）

※ 毎年度、関係省庁の所管する研究開発のための補助金、委託費、助成金等のうち、「中小企業者等に交付することができ、その成果を利用した事業活動が行えるもの」などの制度の基本方針に沿ったものを、省庁毎に指定しています。

少しでも中小企業者等に交付される可能性のあるものも含め、SBIR特定補助金等は幅広く指定していますので、SBIR特定補助金等の中には、中小企業者等向けではない補助金・委託費等も含まれます。御留意ください。

また、研究開発分野による限定はなく、SBIR特定補助金等を受けて行える研究開発分野は、多岐にわたります。

● 支援の内容

- (1) 特許料等の軽減
特定補助金等の成果に関する発明特許について特許料等の減免を受けることができます。
- (2) 中小企業信用保険法の特例
新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠を利用することができます。
- (3) 日本政策金融公庫の特別貸付制度（新企業育成貸付制度）
特定補助金等の成果を事業化する際に、新事業育成資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、新規開業支援資金、新事業活動促進資金といった低利の特別貸付（特別利率③など）を受けることができます。
- (4) 中小企業投資育成株式会社法の特例
資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成会社の投資を受けることができます。
- (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
小規模企業設備資金制度の貸付割合を拡充（1／2→2／3）します。
- (6) 国や関係機関の入札への参加機会の特例措置
参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることなどを証明できれば、入札参加資格のランクにかかわらず、入札参加が可能となる特例措置があります。
- (7) 中小企業者の技術力をPRする場の提供
中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」にSBIR特設サイトを開設しています。特定補助金等の交付を受けた中小企業者それぞれが、専用ページで研究開発成果やその事業化・商品化情報などを自由に掲載し、PRすることができます。

◆ SBIR特設サイト（中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）内）

URL <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

● ご利用の方法

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課

TEL. 022-221-4897 FAX. 022-265-2349

9

戦略的CIO育成支援事業

中小企業に対し、専門家を派遣し、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施など、CIO的な立場に立ったきめ細かなアドバイスを行うとともに、アドバイスを通じ、中小企業におけるITの人材育成を行います。

● 対象となる方

部門間、企業間の連携など比較的高度なITシステムを導入することにより、経営課題の解決・経営改革を計画的に実施しようとする意欲のある中小企業

- ①比較的高度なITシステムの導入を図ろうとする中小企業
- ②これから本格的なIT化を集中して図ろうとする中小企業

● 支援の内容

- 1 経営戦略に基づくIT化に関するアドバイス
中小企業等の経営者・役員・管理者として、ITを活用した経営戦略の策定・業務の実施手順の策定、ITの導入に係る課題の解決などの実務経験を有する者やIT活用に関する支援実績が豊富な中小企業診断士など、中小企業のIT経営に関し、十分な知見と実績がある専門家が月に数回訪問し、IT導入に関する具体的なアドバイスを行います。
- 2 企業内CIO候補者の育成
専門家によるIT導入に関する具体的なアドバイスを通じて、企業内にCIO候補者を育成します。
- 3 国の制度で安心、低廉な料金
国(中小機構)が運営している制度のため、安心で、しかも低廉な費用です。
(注)本事業によるアドバイスは、企業の自助努力に対して専門的見地から側面的に助言を行うものであり、IT企画書の作成、ベンダーの決定、ベンダーとの交渉、システムの開発など企業の実務を代行するものではありません。

【主なアドバイス内容】

- ・経営戦略・事業戦略の構築支援
- ・IT戦略の構築支援
- ・IT導入のためのIT企画立案支援
- ・業務プロセスの効率化支援
- ・システム企画書・要件定義書作成支援
- ・投資対効果分析支援
- ・ITシステム稼働後のシステム評価支援
- ・企業内のCIO候補者へのOJT

【支援の期間】

支援内容により3ヶ月～1年間程度

【費用】

企業が負担する費用は、17,200円/人・日(専門家派遣費用の1/3相当額)です。
残り2/3相当額は機構が負担します。
旅費その他の企業負担はありません。

【派遣する専門家】

CIO経験者、中小企業診断士など中小企業のIT経営に関し、十分な知見と実績がある専門家

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部
経営支援部 経営支援課

TEL. 022-716-1751 FAX. 022-716-1752

10

IT活用促進資金

中小企業が情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備等の取得に係る設備資金、また、ソフトウェアの取得やデジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金の融資を受けることができます。

● 対象となる方

自社のIT関連機器の整備やソフトウェアの開発、デジタルコンテンツ関連設備の整備など、IT化を図ろうとする中小企業者

● 支援の内容

【貸付利率】

- (1) 電子計算機等情報化を構成する設備等……………特別利率
 - (2) 上記のうち基幹業務、電子商取引(電子入札含む)、電子タグ、及びデジタルコンテンツに情報技術(IT)を活用するもの(被制御設備、関連建物・構築物を除く)(※)……………特別利率
 - (3) (長期)運転資金のうち人材教育費用等……………特別利率
 - (4) その他情報化投資に必要な資金……………基準利率
- (※中小企業事業については、特別利率)

【貸付限度額】

中小企業事業：7億2,000万円(うち長期運転資金2億5,000万円)
国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800百万円)

【貸付期間】

設備資金：15年以内
運転資金：5年以内(特に必要と認められる場合7年)

● ご利用の方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
事業資金相談専用ダイヤル
TEL. 0120-154-505
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

工業技術に関する助言を受けたい

11

企業等からの相談対応

企業が抱える技術的課題解決のため、アドバイスをを行います。

● 対象となる方

県内外企業、各種団体

● 支援の内容

- ・企業が抱える技術的課題等について、電話、電子メール、訪問などにより工業技術センターにご相談いただくと、職員がその対応策を提案します。
- ・必要に応じ、ものづくり現場サポートによる企業訪問、共同研究、委託試験など他事業への展開を検討、企業へのアドバイスをを行います。

【相談費用】 無料

● ご利用の方法

詳しくは下記までお問い合わせください。

12

ものづくり現場サポート事業

事業者より寄せられる技術相談に、各分野の職員が対応し、問題解決のお手伝いをします。

● 対象となる方

県内事業者

● 支援の内容

【出張相談】

職員が生産現場におもむいて相談に対応します。

生産現場の確認が必要な場合や実物の移動が困難な場合などにご利用ください。

【費用】

相談費用・出張費用は無料です。

● ご利用の方法

来所、電話、FAX、E-mailのいずれも結構です。ご連絡ください。

(出張相談は、事前にご予約をお願いします。)

お問い合わせ先

山形県工業技術センター

TEL. 023-644-3222 FAX. 023-644-3228

山形県工業技術センター置賜試験場

TEL. 0238-37-2424 FAX. 0238-37-2426

山形県工業技術センター庄内試験場

TEL. 0235-66-4227 FAX. 0235-66-4430

ものづくりの製品化のための支援を受けたい

13

企業等との共同研究 (ものづくり製品化支援事業)

工業技術センターの技術シーズを企業に還元し、実用化、製品化につなげるため、企業と工業技術センターが共同で研究開発を行います。

● 対象となる方

県内外企業、各種団体

● 支援の内容

【共同研究(県内企業)】

研究直接経費とその1/10の間接経費について、1/3を県が負担、2/3を企業が負担し、企業と工業技術センターが共同で研究を実施します。

【共同研究(県外企業)】

研究直接経費とその1/10の間接経費の全額を企業が負担し、企業と工業技術センターが共同で研究を実施します。

【共同研究(超精密部門)】

研究直接経費とその1/10の間接経費の全額を企業が負担し、企業と工業技術センターが共同で超精密加工に関する研究を実施します。ただし、県内企業の場合は設備使用料の減免があります。

【受託研究】

研究直接経費とその1/10の間接経費の全額を企業が負担し、工業技術センターが受託して研究を実施します。

各種要綱については、工業技術センターホームページをご覧ください。

URL <http://www.yrit.pref.yamagata.jp/>

お問い合わせ先

山形県工業技術センター 企画調整部

TEL. 023-644-3222 FAX. 023-644-3228

製品・原材料の試験、分析を行いたい

14

委託分析試験事業

工業技術センターの職員が、試料等をお預かりして試験や分析、測定などを行います。

● ご利用の方法

事前に、工業技術センター・同置賜試験場・同庄内試験場にご連絡ください。可能かどうかも含め試験などの条件や設備等の空き状況の確認、予約の受付などを行います。お申し込みは、試験などを実施する公所（山形、置賜、庄内）の受付にて、試験申請書に必要事項をご記入などのうえ、お申し込みください。

【お持ちいただくもの】

- ・試験試料
- ・県証紙（試験手数料に相当する額面）

● お支払いの方法

お支払いは、申請書への県証紙の貼付となります。
お申し込みの際に、手数料に相当する県証紙もお持ちください。
※県証紙は、センター・試験場ではお求めいただけません。あらかじめお近くの県証紙売り場でご購入くださるようお願いいたします。

● 留意事項

受託試験は、対象や内容に応じて様々な種類のものがあります。分野ごとの種類は下記お問い合わせ先までご確認ください。
なお、設備の保守や故障などのため、お受けできない場合もありますのでご了承ください。

研究設備、施設を利用したい

15

研究設備・機器の使用

工業技術センター、試験場に設置の設備・機器の一部を使用することができます。

● 支援の内容

基本的にお客様ご自身に設備を操作していただきます。
初めてのご利用、若しくは経験が浅く不安な時は、担当職員がお手伝いします。

【使用料】

県条例や規則で定められた金額をお支払いいただきます（消耗品が必要な場合は、その分を別途ご負担いただきます）。

使用料は、専用の振込用紙（納入通知書）をお送りしますので、銀行等でお支払いください。

● ご利用の方法

事前にご連絡ください。設備の空き状況の確認や予約の受付などをさせていただきます。お申し込みは、お使いになりたい設備、機器が設置されている公所（山形、置賜、庄内）の受付にて、設備使用許可申請書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

【留意事項】

ご利用いただける設備、機器は、対象や用途に応じて様々な種類のものがあります。
利用可能な設備・機器は当センターホームページより、「設備使用」の欄をご覧ください。
なお、保守や故障等のため、ご利用になれない場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

山形県工業技術センター

TEL. 023-644-3222 FAX. 023-644-3228

山形県工業技術センター置賜試験場

TEL. 0238-37-2424 FAX. 0238-37-2426

山形県工業技術センター庄内試験場

TEL. 0235-66-4227 FAX. 0235-66-4430

産学官での共同研究を行いたい

16 産学官連携コーディネート事業

(公財)山形県産業技術振興機構では、地域の研究ポテンシャルを活かした多様な研究開発を創出し、地域企業への技術移転と事業化を推進します。産学官連携コーディネーターを配置し、関係機関への橋渡し、研究開発の進展に応じた支援・調整などを行います。

● 対象となる方

大学や試験研究機関の研究シーズを活用したい事業者や技術的課題を抱える事業者

● 支援の内容

【産学官連携の相談】

県内の産学官連携推進支援機関との連携を図りながら、企業、大学、公設試験研究機関等からの研究・技術開発等に関する相談に応じます。また、産学官連携促進会議の開催などにより相互の情報交流を活発に行いながら、関係機関との調整、橋渡しを行います。

【企業ニーズ・研究シーズ調査及びマッチング】

当機構独自の調査や事業で蓄積された企業ニーズ・研究シーズ並びに大学、各公設試験研究機関や産業振興支援団体等で保有する企業ニーズや研究シーズ情報を活用しながら、研究開発テーマの育成方針を検討します。
次に、研究開発テーマを育成するため各種支援制度を活用しながら事業化可能性の検証を行います。そして、事業化可能性が高いテーマについては、中核となる企業、当機構のコーディネーターや外部専門家等により、研究テーマの技術的優位性、市場性、参画企業、参画大学、研究開発ロードマップ、事業化戦略などの検討を行い、研究開発プロジェクトの実施計画策定の支援や、外部資金の確保を支援します。

● ご利用の方法

まずは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県産業技術振興機構 振興部
プロジェクト推進課

TEL. 023-647-3163 FAX. 023-647-3139

バイオ技術を活用して新事業を展開したい

17 バイオクラスター形成促進事業

バイオ技術を活用した技術開発・製品開発等における課題解決に対する相談等や研究開発・事業化の取組みについて支援します。

● 対象となる方

県内企業等又はメタボローム解析技術等のバイオ技術を活用したい方

● 支援の内容

慶應義塾大学先端生命科学研究所(慶應先端研)、県内の大学・公設試験研究機関(公設試)等の先導的なバイオ研究の成果を活用した新たな産業創出を目的に、コーディネーターによる産学連携コーディネート、ビジネスマッチング、バイオ研究者と企業との交流促進やバイオ技術を活用した研究開発・事業化を目指す取組みに対しての一部経費の助成等、支援活動を行います。

《コーディネート活動》

コーディネーターが、県内企業、大学、公設試等とのマッチング、共同研究の芽出し、競争的資金獲得、新事業展開のためのビジネスプラン作成や資金調達等を総合的に支援します。

《研究開発助成》

① バイオ技術事業化促進助成事業 ※平成27年度の公募期間

(公募期間:平成27年4月13日～6月12日)

(1次締切)平成27年5月15日

(2次締切)平成27年6月12日)

慶應先端研との共同研究や、慶應先端研の研究成果を活用し、事業化等に取り組む県内企業等を対象に、研究開発経費の一部について助成します。

助成区分	期間	内 容	助成率	限度額
シーズ探索型	最長 2年	慶應先端研との共同研究による新製品、新技術開発の可能性調査のための取組みに対する経費の一部を助成	2/3	100万円 (2年目は) 50万円
事業化推進型		慶應先端研との共同研究成果を具体的な事業化に繋げる研究開発に対して、その経費の一部を助成	* 大企業 は1/2	500万円 (2年目は) 250万円

② メタボローム解析技術活用支援助成事業(公募期間:通年)

メタボローム解析技術を活用して新製品開発・販路拡大等を目指す県内企業等を対象にヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)に委託するメタボローム解析経費についてその経費の一部を助成します。

助成区分	期間	内 容	助成額
少数検体型試験※	1年 以内	自社製品の成分分析や他社製品との比較を行うことにより、今後の製品開発等に活用する取組みに対する経費の一部を助成	1検体あたり 10万円
多数検体型試験		複数の検体を解析して解析対象における成分の経時的・経路的变化を捉え、将来的に事業化に向けた研究開発を目指す方に解析経費の一部を助成	30万円

※「少数検体型試験」は、メタボローム解析を初めて利用する企業等とし、1社あたり2検体までとなります。

お問い合わせ先

公益財団法人庄内地域産業振興センター
バイオ産業推進室 鶴岡市先端研究産業支援センター内
TEL. 0235-29-1620 FAX. 0235-23-8231

山形大学と連携して事業を行いたい

18

産学連携事業 (山形大学国際事業化研究センター)

山形大学国際事業化研究センターは、本学が有する研究シーズ、研究開発力、そして人材育成の機能を企業の皆様に提供する橋渡しを行います。

● 対象となる方

産業界、金融機関、行政並びに教育機関の方々

● 支援の内容

1 技術相談

専任スタッフやコーディネーターが窓口となり、内容によって、本学の適任者（研究者、技術職員等）や関連機関をご紹介します。案件によっては、共同研究や受託研究等をご案内させていただきます。まずはお気軽にご相談ください。

【相談料】無料

2 各種講演会、セミナーの実施

- ・本学内外及び県内外から様々な分野の講師をお招きし、各種講演会、セミナーを実施しています。
- ・日時等詳細について、HP（URL下記参照）からご確認ください。

3 地域金融機関職員研修の実施

- ・実践的な研修カリキュラムによる金融機関職員を対象とした研修会を実施しています。イノベーションのコアとなる技術を目利きし、企業とともに技術をビジネス化することのできる金融マン育成支援を行います。
- ・日時等詳細については、決定次第、県内金融機関等にご案内をお送りします。

4 ベンチャー企業への研究スペース貸与

- ・賃料、光熱水料：有料
- ・山形大学の研究シーズを基に設立したベンチャー企業、山形大学の研究シーズを基に事業化を目指す研究を行う方に研究スペースを有料貸与しています。

※詳細は、山形大学国際事業化研究センターのHPからご確認ください。

URL <http://www.big-i.yamagata-u.ac.jp/index.html>

● ご利用の方法

下記のお問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先

山形大学国際事業化研究センター

TEL. 0238-26-3480 FAX. 0238-26-3633

鶴岡工業高等専門学校と連携して事業を行いたい

19

共同研究、技術相談 (鶴岡工業高等専門学校地域連携センター)

民間企業等から研究者(共同研究員)及び研究経費等を受け入れて、本校教職員が共同研究員と共通のテーマについて共同研究を行います。
また、地域連携センターが窓口となって、本校の教職員が民間企業等の皆様からの研究或いは技術開発上の相談に応じ、情報提供等を行います。

● 対象となる方

特に制限はありません。
(本校教職員の研究分野以外の内容についてはお応えしかねる場合もあります。)

● 支援の内容

1 共同研究

民間企業等から研究者及び研究経費等を受け入れて、民間企業等の研究者と本校教員とが共通のテーマについて共同して行う研究です。また、民間企業等と本校がそれぞれの施設で分担して研究を行うこともできます。共同研究のために支出した経費の一定割合については、法人税や所得税から控除される税制上の優遇措置があります。行政機関が運営する研究開発プロジェクトに共同で申請を行うことも可能です。

2 技術相談

本校教職員が学外の組織や機関(企業等)から研究、技術開発上の相談に応じ、情報提供等を通して技術支援を行っています。技術相談のやりとりが共同研究・受託研究に発展する事例も多く、本校が外部機関に対して行う研究協力の基盤活動にも繋がっています。ご相談の内容は、断りなしに外部に公表することは一切ありません。お仕事の上で、簡単に解決できない疑問やトラブルをお抱えの際には、お気軽にご相談ください。

● ご利用の方法

詳しくは下記ホームページをご覧くださいの上、下記までお問い合わせください。

鶴岡工業高等専門学校地域連携センター

URL <http://www.tsuruoka-nct.ac.jp/renkei/>

共同研究

URL <http://www.tsuruoka-nct.ac.jp/renkei/chiiki/kenkyu-gijyutu/kyodo/>

技術相談

URL <http://www.tsuruoka-nct.ac.jp/renkei/chiiki/kenkyu-gijyutu/gijyutu/>

お問い合わせ先

鶴岡工業高等専門学校地域連携センター
鶴岡工業高等専門学校 総務課 企画・連携係
TEL. 0235-25-9453/9159
FAX. 0235-24-1840
✉ kikaku@tsuruoka-nct.ac.jp

東北芸術工科大学と連携して事業を行いたい

20

産学連携事業 (東北芸術工科大学 共創デザイン室)

共創デザイン室とは、山形の製造業・建設業・農業・観光などの振興をデザイン力・企画力・若い力でサポートしていくための、東北芸術工科大学による産学連携の窓口です。

● 対象となる方

・デザイン*による新しい付加価値(事業・商品・イベント等)を求めている方

*デザインとは、意匠(モノの色や形の工夫)と受け止められることが多いのですが、これら物理的な造形作業だけではなく、ビジネスや製品にとっての新しい意味や価値を生み出すことや、世の中やマーケットの新しい見立てや見通しを作る創造的な作業、これまでにないアイデアをもたらしサービスや商品を実現化するイノベーションの原動力など、「課題を発見して計画を立て、課題解決のために創意工夫する行為すべて」がデザインの範疇です。

・オリジナリティ溢れる、柔軟な発想によるビジネスの展開を求めている方

● 支援の内容

① 受託研究

- ・新しい商品や企画の提案
- ・製品化をイメージしたパッケージ等のグラフィックデザインの提案
- ・工業製品等のデザイン提案
- ・建築設計やランドスケープ(土木・風致計画)デザイン、まちづくり計画等の基本設計と提案
- ・バイオマス等の自然エネルギーの利活用に関する調査・分析等
- ・VI計画に伴うプロモーション映像や製品コマーシャル映像の提案
- ・美術やデザインに関わる体験教室などのイベント企画提案
- ・地域課題や問題整理のためのファシリテーション

② プロフェッショナル業務委託

- ・企業・団体等のCI計画やVI計画作成
- ・製品、製造設計
- ・販売戦略、プロモーション戦略作成
- ・製品等のブランディング戦略作成
- ・商業映像の製作
- ・エコハウスやリノベーション等の建築設計

③ その他

- ・講演会講師やファシリテーター等の派遣
- ・異業種交流セミナー「共創のテーブル」や各種勉強会・研究会等の開講

● ご利用の方法

詳細については、下記までご連絡いただくか、ホームページにてお問い合わせください。

URL <http://www.tuad.ac.jp/kyoso/index.html>

お問い合わせ先

東北芸術工科大学 共創デザイン室

TEL. 023-627-2199 FAX. 023-627-2154

デザインを活用して商品価値を高めたい

21

山形エクセレントデザイン販路開拓支援

『山形エクセレントデザイン2015』の受賞製品を対象に、「売れる商品」づくりに向け製品のブラッシュアップを行うとともに販路開拓手法を学ぶ塾を開催します。

● 対象となる方

『山形エクセレントデザイン2015』の受賞者等

● 開催概要

【期 間】 平成28年1月～平成28年3月まで 月1回開催を予定

なお、次年度も同じ受講者を対象に継続して実施する予定です。

【会 場】 山形県工業技術センター

【内 容】 講師による講話やアドバイス、受講者によるグループ討議等を通し、市場を意識した商品づくりや売り方について学ぶとともに製品のブラッシュアップを行う。

【定 員】 10名程度

● ご利用の方法

スケジュール等も含め、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県工業技術センター 企画調整部 連携支援室
TEL. 023-644-3222 FAX. 023-644-3228

22

やまがたデザイン相談窓口 D-Link

東北芸術工科大学共創デザイン室、山形県工業技術センター、NPO法人山形県デザインネットワークでは、3機関が連携を強化し、それぞれの強みを活かして県内企業のデザインに関する様々な相談を受け、支援する体制の充実を図ることを目的として「やまがたデザイン相談窓口“D-Link”」を創設しています。

● 支援の内容

- 県内企業からのデザインに関する相談への連携した対応
- デザインに関する情報の共有・発信
- 各構成機関が行う事業への横断的な協力

【相談料】無料

● ご利用の方法

各構成機関で随時相談を受けており、相談内容によりD-Link内で連携して対応します。

お問い合わせ先

東北芸術工科大学共創デザイン室
TEL. 023-627-2199
山形県工業技術センター
TEL. 023-644-3222
特定非営利活動法人山形県デザインネットワーク
TEL. 023-615-7118

デザインを活用して商品価値を高めたい

23

デザイン共創促進事業

東北芸術工科大学と連携してデザインを活用した商品開発を支援し、県内企業のデザイン力向上を図ります。

● 支援の内容

【支援の内容】

東北芸術工科大学と協働して※デザインを活用した商品開発に取り組んでいただきます。県は、商品開発に要する経費のうち、商品の企画・構想・イメージ提案、試作設計・試作・評価に係る経費を支援します。

※「デザイン」は、モノの色・形だけでなく、「課題解決のための創意工夫すべて」を対象とします。本事業では、商品の企画段階からデザインを活かして商品開発を支援します。

【支援対象数】

5件

【応募資格】

県内に事業所を有する製造業者

【募集期間】

6月頃(予定)

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 産業政策課 産業企画担当
TEL. 023-630-2360 FAX. 023-630-2128

半導体関連産業の情報を得たい

24

半導体関連産業集積促進事業

半導体関連企業と関連機関で組織する山形県半導体関連産業振興協議会を通じて、半導体関連産業に関する情報提供を行います。

● 対象となる方

山形県半導体関連産業振興協議会会員(会員は随時受付中、**会費無料**)

● 支援の内容

山形県半導体関連産業振興協議会が以下の事業を実施します。

① セミコン・ジャパン2015への共同出展

世界最大の半導体製造装置・材料の展示会である「セミコン・ジャパン」に東北6県が共同で出展します。

[日時] 平成27年12月16日(水)～18日(金)

[会場] 東京ビッグサイト

[出展者の募集] 平成27年7月頃(予定)

[出展社負担金] 未定

※平成26年は96,527円

② 国や県からの告知など、会員に有用な情報のメール等による提供 (国・県等の補助金公募情報、各種セミナーの案内等)

● ご利用の方法

具体的な日程や内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県半導体関連産業振興協議会事務局
(山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課)
TEL. 023-630-2369 FAX. 023-630-2695

技術者、技能者を養成したい

25

技術者研修

企業の技術力向上には、優れた人材の育成が必要です。県では、企業の人材育成を支援するために、技術力向上に係る研修を実施しています。

● 研修概要

人材育成研修(ORT: On the Research Training)

企業の研究開発の担い手となる中核技術者やリーダーを養成するため、工業技術センター職員がマンツーマンで対応し、研究開発に必要な専門技術の習得を目指します。

【研修課題】

工業技術センターで対応できる、あらゆる分野について受け入れ可能です。

【研修期間】

研修期間は、10日単位で最大60日まで設定できます。(ただし、研修期間は27年度内となります)

受講は連続にする必要はありません。たとえば、10日間コースの場合、おおむね1.5か月の間に合計10日まで受講可能です。

【研修費用】

お一人10日あたり、21,000円(超精密加工・超精密計測技術に関するテーマのものは25,000円)をご負担いただきます。

【受講の流れ】

受講申し込みは随時可能です。まずは、センターまでご相談ください。ご希望の研修分野の担当者をご紹介します。

ご希望の内容によっては、センターの担当者・施設・設備等の都合により、お受けできないこともありますので、ご承知おきください。

担当者でご相談のうえ、研修課題、期間、受講者などを決め、研修申込書等を提出していただきます(申込書は担当者よりお渡しいたします)。

センターで審査し、結果をお知らせします。

受講可能な場合は、受講料お支払いのための納入通知書(振込用紙)をお送りしますので、銀行等でお支払いください。

担当者と具体的な日程を決めて受講してください。

【研修場所】

工業技術センター、同置賜試験場、同庄内試験場

【留意事項】

研修終了時、報告書を提出していただきます。

設定日数の7割以上の出席で、修了証書を発行します。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県工業技術センター

TEL. 023-644-3222 FAX. 023-644-3228

技術者、技能者を養成したい

26

製造業技術者研修

県内製造企業の技術力向上のため、工業技術センター職員や外部講師による、実習を交えた基礎から応用まで10課程の研修を実施します。

● 対象となる方

県内製造企業の事業者やその従業員

● 研修概要

課程	概要	受講料(円)	日時
切削加工・NC加工技術	基礎的かつ実践的な技術力を習得する	23,000	5月(終了)
食品の安全管理技術	食品製造における安全管理の基本技術を習得する	22,000	6月
研削加工技術	研削加工の基礎を学び研削加工の動向を知る	21,000	6月
精密測定技術	精密測定の基礎的な技術を習得する	21,000	7月
エネルギー使用合理化技術	省エネ診断、設備の省エネ対策、見える化を学ぶ	22,000	9月～10月
清酒製造技術	市場動向や酒質の変遷等について学習する	22,000	8月～10月
品質管理	品質管理体制の構築手法を習得する	24,000	10月
製品設計・製造に役立つ金属材料学	金属材料の評価法、金属組織と材料特性の関係を学ぶ	22,000	11月
電子部品の不良解析技術(置賜)	電子部品の故障解析や品質保証のための非破壊検査等を学ぶ	22,000	10月
食品の品質管理(庄内)	食品安全衛生と殺菌処理等について学ぶ	22,000	8月

主な会場 : 山形県工業技術センター、山形県高度技術研究開発センター
定員 : 12～42人(課程による)
研修時間 : 12～36時間(課程による)

● ご利用の方法

カリキュラムなど詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県産業技術振興機構
技術部 研修課
TEL. 023-647-3154 FAX. 023-647-3139

技術者、技能者を養成したい

27

産業技術短期大学校産業技術専攻科事業

県立産業技術短期大学校において、県内企業等における産業動向や技術の高度化に対応した特定専門分野に係る企業在職者向け訓練を実施します。

● 対象となる方

入学資格は、産業技術の積極的な活用に必要な技術及び知識を習得できると認められる者で、次のいずれかを満たす者。社会人は、在職者のまま受講可能です。

①産技短、大学、短期大学、高等専門学校を修了した者。

（平成28年3月に修了見込みの者を含む。）

②上記①と同等程度の能力を有すると認められる者。ただし、高卒社会人の方は、同一事業所又は同一職種勤続年数が2年以上の者。

（平成28年3月に2年に達すると見込まれる者を含む。）

● 支援の内容

①ものづくり改善コース

製造現場の生産性・品質・安全性を向上するため、工場内の実工程の解析・改善・検証を実施し、生産管理システムを構築できる生産現場のリーダーとなる技術者の養成を目指す。また、作業者の能力向上と多能工（1人で複数の異なる工程に対応できる技術を持つ作業者）化を実現するための動作解析を行うことのできる人材を育成する。

②課題対応コース

企業現場における課題を解決するため、機械・電子・制御・情報・組込み技術・建築・設備など各自が求めるそれぞれの専門分野について、より高い技術スキルを身に付け、原因の分析、解決手法の提案、必要な技術・技能などの探索または開発ができる人材を育成する。

【訓練科名】産業技術専攻科

【訓練期間】1年間

【開設時期】平成28年4月（第1期選考試験、第2期選考試験を実施します。）

【定員】10名

【入校料】70,000円

【授業料】年額 390,000円

お問い合わせ先

山形県立産業技術短期大学校

TEL. 023-643-8431 FAX. 023-643-8687

設備貸与制度を利用したい(自動車航空機分野)

28

自動車航空機関連産業設備貸与制度

(公財)山形県企業振興公社では、自動車並びに航空機分野での取引拡大を目指す県内製造業を対象として設備貸与(割賦販売)を行っています。

貸与対象者		○山形県内に事業所があり、市町村民税を完納していること ○常時雇用の従業員数の制限はありません(大企業でも可) ○自動車航空機関連の製造業対象
貸与対象設備		(1)売買契約及び設置を行っていない機械設備 (2)自動車航空機関連製品の新たな生産、又は生産拡大を行うために必要な機械設備(既存設備の更新は不可)
貸与条件	限度額	100万円～5,000万円 (総予算額に限りがありますのでお早めにご相談下さい。)
	期間	割賦:3年～10年(設備の法定耐用年数の範囲内) 据置期間3年未満の範囲内で月単位で選択できます。
	損料率	固定年率1.4%(平成27年4月現在)
	保証金	設備金額の5% (お支払の最終回へ充当します。)
	連帯保証人	原則第三者不要、代表者は経営者保証ガイドラインに沿って対応
	損害保険	借主が保険料を負担し加入
取扱機関		(公財)山形県企業振興公社

●ご利用の方法

お申し込みは、公社窓口又は書類郵送にて随時受付けています。
月末に締め切り、翌月下旬までに可否をお知らせします。
その後、1週間ほどで設備の導入が可能です。
必要書類については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 総務部
設備貸与グループ

TEL. 023-647-0661 FAX. 023-647-0666

✉ setsubi@ynet.or.jp

次世代自動車等の最新動向を知りたい

29

次世代自動車研究会の開催

次世代自動車（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車）等に関する講演会・勉強会を開催します。

● 対象となる方

県内自動車関連企業及び団体

● 支援の内容

(1) 次世代自動車研究会

次世代自動車の技術革新に対応し、県内企業による新分野進出の機運を高めるとともに新たな研究の方向を示すため、最新動向に関する講演会を開催します。

(2) 部会活動

研究会での県内企業の関心が高く、本県の強みが生かせる分野であることなどから、次世代自動車における重要課題である「小型化・軽量化」等に対応した技術をテーマとして具体的な掘下げを行う部会を開催します。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課
ものづくり振興担当

TEL. 023-630-2749 FAX. 023-630-2695

自動車関連の技術開発力を向上させたい

30

自動車産業関連人材育成事業

平成24年7月にトヨタ自動車東日本(株)が設立され、東北地域内での現地調達の動きが本格化していることを踏まえ、県では自動車関連産業の取引拡大・新規参入の促進を図るための研修会を開催します。

1 自動車関連技術・資質向上人材育成事業

● 対象となる方

自動車産業の取引拡大、参入に関心のある県内企業の経営者、管理者及び現場リーダー等

● 研修の概要

研修名	研修内容	受講料	開催時期
[専門技術研修]			
① 次世代自動車部品機能・構造研修	自動車関連の新製品開発に向けた知識の習得を目指す	2,500円	7月
② 生産管理研修	納期を見据えた製造工程の管理方法の習得を目指す	5,000円	8月
③ 原価管理研修	製品原価(コスト)の管理方法の習得を目指す	5,000円	9月
④ VE/VAからくり改善研修	製品コストダウンの基本的な手法の習得を目指す	5,000円	10月
[資質向上研修]			
⑤ 現場リーダー資質向上研修	現場リーダー層の指導力向上を図り、企業の組織力強化を高める	7,500円	11、12月 (2回開催)

会場：山形県高度技術研究開発センター研修室

定員：各20名

研修時間：次世代自動車部品機能・構造研修(1日)6時間、生産管理研修、原価管理研修、VE/VAからくり改善研修(2日)12時間、現場リーダー資質向上研修(3日)18時間

● ご利用の方法

カリキュラムなどの詳細については問い合わせ先まで。

自動車関連の技術開発力を向上させたい

2 自動車関連企業研修等受講支援事業

● 事業の概要

自動車産業への新規参入又は取引拡大に向け、県内の企業における自動車に関する専門的な知識及び技術を習得すること(社外研修等)に要する費用の一部を補助します。

【事業期間】 平成27年4月1日～平成28年3月31日

【対象者】 ① 県内に事業所を有すること
② 製造業を主たる事業として営んでいること
③ 自動車関連産業への新規参入又は取引拡大を目指していること
④ 本事業で受けようとする経費に対し、国(キャリア形成促進助成金は除く。)、地方公共団体、その他公的団体で機構以外のものから補助金等の交付又は経費の負担を受けていないこと

【対象事業】 ① 自動車関連産業への新規参入又は取引拡大に向けた人材育成を目的として受講するもの
② 受講により習得した知識及び技術の活用を計画しているもの
③ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開催されるもの

【対象経費】 ① 社員の人件費(社外研修に係るもので基本給に相当するもの)
② 社員の旅費(事業者における旅費規程等による)
③ 講師の謝金及び旅費(")
④ 受講料及び教材費
⑤ その他必要と認められる経費

【交付額】 補助率：1/3
上限額：同一の補助対象者に対する補助金の額は、通算して100万円以内

● ご利用の方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県産業技術振興機構
技術部 研修課

TEL. 023-647-3154 FAX. 023-647-3139

31

ものづくり中核人材育成研修

ものづくりの設計から生産に至る工程を改善し、設計開発の品質向上と製造現場の生産性向上をリードする人材の育成に向けた研修を実施します。

● 対象となる方

山形県内の企業で働いている方

● 研修の概要

①3D-CAD技術者研修

ものづくりにおける設計・試作・検証工程の効率化と製造・生産技術の高度化に欠くことのできない3D-CADの技術者を育成する講座を実施します。

講座名	内 容	時間数	実施時期	定員
3D-CADモデリング講座	3D-CADによる部品モデリングから図面作成まで一連の設計作業の演習を行い、効率的な設計手法を学ぶ。	30	8月～9月	5名
3D-CAD高度設計講座	3D-CADを使った構想設計手法を学び、高度で実践的な使い方やファイル管理・運用手法、CAMの活用等を習得する。	14	9月	5名

②品質管理、生産改善管理者研修

品質の管理と向上、生産管理や現場改善など生産性向上のための講座・セミナーを実施します。

講座名	内 容	時間数	実施時期	定員
品質管理基礎講座	現場で知っておくべき基本的な管理・改善手法を学び、現場で発生する課題や不良を察知し、改善と未然防止につなげる。	6	7月	20名
品質管理中級講座	第一線リーダーが知っておくべき品質管理の概要および品質保証、統計的管理手法、工程能力を学ぶ。	6	8月	20名
5S推進研修	職場環境の維持改善により仕事の無駄を無くし、生産性を向上させる「5S活動」の目的、考え方、具体的な進め方を学ぶ。	6	11月	20名
なぜなぜ分析 実践セミナー	不良原因の真因追求ツール“なぜなぜ分析”の手法を習得し、不良の撲滅と再発防止に役立てる。	6	11月	20名
ヒューマンエラー 対策セミナー	ヒューマンエラーの要因を、人間工学等の個人的側面と企業文化等の組織的側面から捉え、その予防策を学ぶ。	6	11月	20名

● ご利用の方法

各講座の開講日時、受講料、申し込み方法など詳細については、庄内産業振興センターのホームページをご覧ください。（キーワード「庄内産業振興センター」で検索）
ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人庄内地域産業振興センター
TEL. 0235-23-2200(代) FAX. 0235-23-3615

生産改善に関する助言を受けたい

32

生産改善アドバイザー指導事業

自動車部品メーカーのニーズに応えられる県内企業の生産力・競争力の強化を図るため、「生産改善アドバイザー」が生産現場の改善に関する助言、指導を行います。

● 対象となる方

- (1) 県内に生産拠点を持つ中小企業(資本金3億円以下、又は従業員300人以下)であること。
- (2) 自動車関連企業と現に取引を行っている又は新たに取引を行う意欲があること。
- (3) 生産現場を改善する意欲があること。
- (4) 生産現場の改善を図る目的、目標が明確であること。
- (5) 生産改善アドバイザーの支援、指導により生産現場の改善が見込まれること。

● 支援の内容

【募集企業数】 12社程度

【募集期間】 年度当初(平成27年度は終了しました。)

【費用】 無料
(但し、4年目以降は年額24万円の企業負担が生じます。)

● ご利用の方法

申込方法等、詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社
ものづくり振興部

TEL. 023-647-0662 FAX. 023-647-0666

33 組込みソフトウェア技術者研修

企業における組込み技術者のキャリアに応じた体系的なスキル向上のための研修を実施します。

● 初任者、これから組込み技術を身につけたい方

①入門コース

◆電子情報セミナー 第1回「PCベース計測制御プログラミングの基礎」

【概要】

LabVIEWを用いたアプリケーション開発やテスト環境の構築に必要なプログラミングの基礎、アナログ入出力の利用法と取得したデータの処理法や分析法を学びます。

【日程】7月29日(水)、30日(木)

【受講料】6,000円

◆電子情報セミナー 第2回「Arduino」の活用方法

【概要】

学生向けのロボット製造用コントロールデバイスとして開発された「Arduino」の特徴と開発環境について学習し、マイコン技術と組込みプログラミングの基礎を習得します。

【日程】8月3日(月)、4日(火)

【受講料】6,000円

◆電子情報セミナー 第3回「VB.NETを用いた画像処理・認識入門」

【概要】

画像の取り込み、処理、認識について、実践しながら説明します。

【日程】8月6日(木)、7日(金)

【受講料】6,000円

◆電子情報セミナー 第4回「IoT実現講座～Raspberry Piの活用方法～」

【概要】

名刺サイズの高性能マイコンボード(Raspberry Pi)で構成したネットワークカメラ等を使ってIoT(Internet of Things)関連技術を学習します。

【日程】8月17日(月)、18日(火)

【受講料】6,000円

◆電子情報セミナー 第5回「電子技術入門」

【概要】

組込み技術に必要な電子技術の基礎と、センサやモータ等のマイクロコンピュータの仲介を行うインターフェース技術の基礎を中心に学び理解を深めます。

【日程】8月19日(水)、20日(木)

【受講料】6,000円

②電子技術入門

【概要】

組込み技術に必要な電子技術の基礎と、センサやモータ等とマイクロコンピュータの仲介を行うインターフェース技術の基礎を中心に学び理解を深めます。

【日程】8月予定

【受講料】6,000円

お問い合わせ先

【入門コース】

山形県立産業技術短期大学校

TEL. 023-643-8431

【組込み技術のための電子技術入門】

山形県立産業技術短期大学校庄内校

TEL. 0234-31-2300

創業資金を借り入れたい

34

新創業融資制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画(ビジネスプラン)等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資を受けることができます。

貸付対象者		次の1～3のいずれかに該当する方 1 「創業の要件」: 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方 2 「雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能の要件」: (1)雇用の創出を伴う事業を始める方 (2)技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 (3)現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方 ア. 現在の企業に継続して6年以上お勤めの方 イ. 現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 (4)大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 (5)既に事業を始めている場合は、事業開始時に(1)～(4)のいずれかに該当した方 3 「自己資金の要件」: 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(注1)を確認できる方 ただし、以下の要件に該当する場合は、自己資金要件を満たすものとします。 (1)前2(3)または(4)に該当する方 (2)新商品の開発・生産、新しいサービスの開発・提供等、新規性が認められる方 ア. 技術・ノウハウ等に新規性が見られる方(注2) イ. 経営革新計画の承認、新連携計画、農商工等連携事業計画又は地域産業資源活用事業計画の認定を受けている方 ウ. 新商品・新役務の事業化に向けた研究・開発、試作販売を実施するため、商品の生産や役務の提供に6ヵ月以上を要し、かつ3事業年度以内に収支の黒字化が見込める方 (3)中小企業の会計に関する指針または基本要領の適用予定の方 (注1)事業に使用される予定のない資金は本要件における自己資金には含みません (注2)「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」とは、下記の方などがあげられます ・特許権、商標権などの知的財産権を利用して事業を行う方 ・国などから技術開発にかかる補助金の交付決定を受けて事業を行う方 ・研究開発者2人以上かつ常勤の役員及び従業員の10%以上を占める方(法人設立後2年未満の株式会社に限る) ・試験研究費等が、売上高の5%超を占める方(法人設立後、5年以上10年未満の株式会社に限る)
資金使途		設備資金 運転資金
貸与条件	限度額	3,000万円以内
	担保保証人	原則として不要
取扱機関		日本政策金融公庫(国民生活事業のみ)

● ご利用の方法

- 直接日本政策金融公庫に申し込んでいただくか、下記にお問い合わせください。
- ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について日本政策金融公庫が審査し、申込者あてに通知されます。
- 日本政策金融公庫と申込者間で契約が締結され、融資が行われます。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)
国民生活事業(個人事業・小規模企業者向け事業資金)
事業資金相談ダイヤル
TEL. 0120-154-505

35 やまがたチャレンジ創業応援事業

県内の商工会議所では、創業をワンストップで支援する「やまがたチャレンジ創業応援センター」を開設しています。創業を志す方が円滑な事業立ち上げを行えるように、窓口相談、立地・空き店舗相談、創業塾・創業セミナーの各地での開催、創業時の助成金など、充実の支援メニューで創業をサポートします。

● 対象となる方

県内で創業を志す方、創業して間もない方

● 支援の内容

創業を志す方に対して、地域を挙げてサポートすべく、商工会議所、商工会、信用保証協会、日本政策金融公庫、中小企業団体中央会、企業振興公社等の商工支援機関を構成員とする「創業支援ネットワーク」を県内7地域に組織し、各機関の得意分野を活かした支援体制を構築しています。

【ワンストップ、ワンパッケージでの創業支援】

創業プランの策定、融資相談、税理士やコンサルタントなど専門家の無料派遣による相談など、創業に関するあらゆる相談をワンストップで受けています。もちろん創業後の経営相談にも対応しますので、創業前からの経営に関するワンパッケージでの支援を行います。

(相談内容の例)

- ・創業プラン(計画書)の作り方
- ・創業時の手続き
- ・創業時に必要な資金の調達方法(公的融資制度)
- ・立地、空き店舗の相談
- ・記帳、税務に関すること
- ・創業後の経営指導 など

【創業助成金※】

地域ニーズにマッチした事業や、街の賑わい創出につながる事業、独自性ある事業など優れたビジネスプランには、創業経費の一部を助成します。

区 分	上限額	助成率
一般型	75万円	1/2
UIターン型	75万円	2/3
中心商店街空き店舗活用型	150万円	2/3

- ・応募期間 / 平成27年5月18日(月)～7月6日(月)
- ・審査会 / 7月中旬～下旬(予定)書類審査及び応募者によるプレゼンテーション

【創業塾※、創業セミナーを全県で開催】

創業塾(5日間程度の継続講義)、創業セミナー(半日程度)を県内各地で開催します。平日、土日、夜間開催や女性限定ゼミなど、様々なニーズに対応しています。開催日時については、ホームページにて随時お知らせします。

URL / <http://www.yamagata-cci.or.jp/sogyo-ouen>

※ 創業助成金採択者及び創業塾の受講修了者には、県制度融資(開業支援資金)の金利優遇特典があります。

● ご利用の方法

お近くの商工会議所または商工会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形商工会議所 TEL. 023-622-4666
鶴岡商工会議所 TEL. 0235-24-7711
新庄商工会議所 TEL. 0233-22-6855
天童商工会議所 TEL. 023-654-3511

酒田商工会議所 TEL. 0234-22-9311
米沢商工会議所 TEL. 0238-21-5111
長井商工会議所 TEL. 0238-84-5394
山形県商工会連合会 TEL. 050-3540-7211
※各商工会(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

新たに創業や第二創業を行うための支援を受けたい

36

創業補助金（創業促進補助金）

新たに創業する者や第二創業を行う者に対して事業計画を募集し計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援します。
また、認定支援機関たる金融機関等は、起業家・経営者に対して事業計画策定・実行の支援等を行います。

● 対象となる方

起業・創業や第二創業を行う個人、中小企業・小規模事業者等（認定支援機関たる金融機関等の支援を受けたもの）

● 支援の内容

- 新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援します。
- 事業承継を契機に既存事業以外の新分野に挑戦する等の第二創業に対して、人件費や設備費等に要する費用の一部を支援します。

【補助金額】

・創業・第二創業：補助上限額200万円、補助率2/3（第二創業において、既存事業を廃止する場合は、廃止費用として800万円）

【補助対象経費】

補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。詳細は公募の際の募集要項をご確認ください。

- 人件費
- 事業費（事業実施に必要な書類作成に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、在庫処分費等）
- 委託費

※ 今回（平成26年度補正予算）の公募（平成27年3月2日～平成27年3月31日）は終了しました。詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

創業・第二創業促進補助金事務局
TEL. 03-5550-1311

自己資本の充実に関する支援を受けたい

37 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社は、中小企業が発行する株式・新株予約権付社債・新株予約権の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本充実を支援する機関です。中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることにより、長期安定株主の導入による経営権の安定、経営承継の円滑化、人材の育成等を図ることができます。

● 対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社又は資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。

なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象となります。

中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、中小企業地域資源活用促進法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業新事業活動促進法、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

● 支援の内容

【投資事業】

以下の投資を受けることができます。（投資に関しては、審査があります。）

- (1) 増資に際して発行される株式の引受け
- (2) 新株予約権付社債の引受け
- (3) 新株予約権の引受け
- (4) 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。

また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

【育成事業(コンサルティング事業)】

株式、新株予約権付社債、新株予約権を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

- (1) 経営権安定化
長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。
- (2) 経営承継支援
長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップし、スムーズな事業承継を支援いたします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。
- (3) ビジネスマッチング
投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。
- (4) 人材育成支援
テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。
- (5) 株式上場支援
株式上場を目指される場合は、中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

● ご利用の方法

下記までご相談ください。

お問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社 業務第三部

TEL. 03-5469-5853

URL <http://www.sbic.co.jp/>

事業をスタートするための資金供給や経営支援を受けたい

38 サムライインキュベートファンド

1年以内に起業予定の方やシードベンチャー企業は、(株)サムライインキュベートが組成したファンドによる資金供給や経営支援を受けることができます。

● 対象となる方

1年以内の起業予定者並びにシードベンチャー企業

● 主な特徴

シード・アーリーベンチャーの経営・マーケティング・営業・人事戦略に共に強力に関わることで、収益の上がる仕組みを構築し、効率的な営業収益拡大を図っていきます。
ただお金を投資して終わりではなく、現場での定例ミーティングを通じ毎週事業の方向性・進捗にアドバイスをを行い企業の育成までお手伝いします。

● 支援の内容

- ①投資
世界を変えるサービスとなる卵に対し初回に数百万単位で投資をします。
その後も細かなフォローアップを行い事業拡大が見えた段階で増資します。
- ②ロケーション提供
・スタートアップに最適な作業環境提供：天王洲アイル
・木材の温かみを活かしたデザイン、スペース
・都心・海外へ好アクセス
- ③イベント開催
・毎週行われる、スタートアップ向けイベントへの招待（参加は任意）
- ④支援活動
・起業家/土業/VC共存による協働機会の創出
・海外コワーキング施設連携による人脈構築
・英語力強化のための独自英会話スクール

● ご利用の方法

下記URLにアクセスの上、お問い合わせフォームよりご連絡ください。

お問い合わせ先

株式会社サムライインキュベート
下記までアクセスしてください。

URL <http://www.samurai-incubate.asia/contact>

創業について専門家の助言を受けたい、基礎知識を学びたい

39

山形県産業創造支援センターによる創業支援

創業支援アドバイザーが起業を志す方に対し、専門的立場で助言、コーディネートを行うほか、創業塾や交流事業を実施するなど創業を支援します。

● 対象となる方

新規創業をお考えの方、創業後の課題解決に取り組んでいる方

● 支援の内容

○相談窓口を開設し、創業支援アドバイザー、インキュベーションマネージャーが専門的立場で助言、相談内容に応じて関係機関へのコーディネートを実施します。
(出張等で不在になる場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。)

【相談料】無料

○創業に必要な考え方や基礎知識等を初歩から体系的に学べる「創業塾」や、人的ネットワークを図るための「ベンチャー交流サロン」等を開催します。

＜平成27年度山形元気づくり創業塾＞
平成27年9月～11月
毎月2回(土曜日) 計6回開講予定

【時 間】

毎回13時30分～16時30分

【会 場】

山形県産業創造支援センター 研修室

【定 員】

10人

【受講料】

5,000円(創業者交流会参加費込み)

【公開講座】

別途開催します。

※ お申し込み方法など、詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県産業創造支援センター
(指定管理者:公益財団法人山形県企業振興公社)
TEL. 023-647-8111 FAX. 023-647-8118

創業等に関する基本知識を習得したい

40 創業人材育成事業（創業塾、経営革新塾）

創業、起業、新事業展開を目指す方に、実際に役立つ内容で講座を開催します。

1 創業塾

● 対象となる方

創業準備中の方や、将来、創業を考えている方で、やる気のある方であれば、性別、年齢に関わらず、どなたでも参加できます。

● 支援の内容

事業を開始するための心構え、ビジネスプラン（事業計画）の作成、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ内容で行う講座です。

土日を中心に、合計30時間程度で開催します。

＜参考＞

創業塾2015

7月25日（土）、26日（日）、8月1日（土）、2日（日）、8日（土）

【時 間】 各日9時30分から16時30分

【会 場】 霞城セントラル15階 商工団体会議室

【定 員】 先着30名

【受講料】 無料

※詳細については、下記までお問い合わせください。

2 経営革新塾

● 対象となる方

現在法人又は個人事業主として事業を営んでいる経営者・後継者の方で、新事業展開を目指す方、新市場開拓を目指す方、新商品・新技術・新サービス開発を目指す方、下請けからの脱却を目指す方、既存事業の経営向上を目指す方などを対象とします。

● 支援の内容

経営戦略、組織マネジメント、マーケティング等の知識・ノウハウを習得し、中長期的な経営計画若しくは付加価値向上のためのビジネスプランを完成させるために行う講座です。県内4～7箇所（予定）において、合計20時間程度で開催します。

【受講料】 5,000円程度

※実施時期など、詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工会連合会 企業支援課

TEL. 050-3540-7211 FAX. 023-646-7216

地域ビジネスについて支援を受けたい(村山地域)

41 地域ビジネス理解促進・創出支援事業

地域ビジネスへの理解を促進するためのセミナーを開催するとともにビジネスプランを作成するための学習や演習、個別相談への対応を行います。

● 対象となる方

県内在住で、地域課題に対する問題意識や地域のために何かできないかとの思いを有している方、地域ビジネスに興味のある方、地域ビジネスによる起業を目指す方

● 支援の内容

・地域ビジネス理解促進セミナー及び起業塾の開催

【セミナー】地域ビジネスの概要(考え方、仕組み等)についての学習や、起業する際の課題解決方法などに関する講演及び起業した者による事例紹介を行うパネルディスカッションを行う。

【起業塾】地域ビジネスによる起業を目指す者に対して、定期的に講座を開催し、起業に向け実現可能性の高いビジネスプラン作成に向けた学習会を開催する。

・地域ビジネス・起業家育成演習の開催

【演習】地域ビジネスによる起業を目指す各人に対して、ビジネスプランの作成を行う学習会を開催する。

【個別相談】進捗状況に応じて、専門家による個別相談のマッチングを行う。

お問い合わせ先

山形県村山総合支庁 産業経済部 産業経済企画課
TEL. 023-621-8438 FAX. 023-621-8437

42

企業組合制度

企業組合は相互扶助を重視する働く場を確保するための組織です。

● 対象となる方

創業を目指す個人4名以上

● 支援の内容

企業組合のメリット

- ・法人組織形態の一つ
- ・県知事認可による社会的信用の向上
- ・営利追求が可能
- ・税制上の優遇措置
- ・組合員の議決権は出資額にかかわらず全員平等

設立から事業運営まで中央会がご支援いたします。
詳細についてはお問い合わせ先までご連絡ください。



グループ



企業組合

お問い合わせ先

山形県中小企業団体中央会 連携支援部
TEL. 023-647-0360 FAX. 023-647-0362

山形県中小企業団体中央会 庄内支部
TEL. 0234-22-4945 FAX. 0234-22-4955

インキュベート施設を利用したい

43～46

県内のインキュベート施設

創業者や新分野進出に取り組む方などにオフィスや各種支援サービスを提供します。

No.	施設	所在地	入居期間・利用期間	主な特徴
43	山形県産業創造支援センター	山形市	新規創業室:3年以内 研究開発室:3年以内 (更新可)	デザイン関連、IT関連産業育成
44	山形県高度技術研究開発センター	山形市	原則として1年以内 (更新可)	産学官共同研究など、高度な工業技術に関する研究開発の中核拠点
45	米沢商工会議所地域産業支援センター	米沢市	原則として5年以内	IT、eビジネス関連、デザイン、ビジネスコンテンツ構築等創業・新分野進出支援 経営相談などの支援
46	庄内産業振興センター 起業家育成施設	鶴岡市	原則として3年以内 (延長可)	新規創業者や第二創業等の新分野に進出しようとする小規模・中小企業者を支援

※ 各施設の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

● 対象となる方

◆新規創業型（以下の条件のいずれかに該当すれば可）

- ・5年以内に創業した者
- ・これから新規に創業しようとする者又は新たな事業分野に進出しようとする者
- ・今後成長が見込まれる産業分野において、事業内容が特に独創性、新規性、発展性をもつと認められる者

◆研究開発型（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・情報又はデザインに関する事業を行う者
- ・技術、業態等が高度又は先進的であること
- ・入居することによって県内産業の高度化の促進が図られること

● 施設の概要

◆入居期間

新規創業型、研究開発型とも入居期間は原則として3年以内です。また、新規創業型での入居終了後に、研究開発型への移行は可能です。

◆入居室のタイプ

大きさが4タイプの入居室があり、総数23室です。

タイプS	40㎡×14室
タイプM	68㎡×1室
タイプML	81㎡×6室
タイプL	135㎡×2室

◆入居室の料金

入居室の大きさ及び新規創業型、研究開発型により料金が異なります。
電気代、電話代、駐車場代は別途負担になります。ただし、敷金は不要です。

（単位：円／月）

	タイプS	タイプM	タイプML	タイプL
新規創業型	60,000	—	121,500	—
研究開発型	104,000	176,800	210,600	351,000

◆施設の特徴

- ・山形県が設置し、山形県企業振興公社が管理運営する公的な施設
- ・自然豊かで静かな環境
- ・工業技術センター等の県産業振興関連施設が隣接
- ・セキュリティシステム完備
- ・充実したIT環境
- ・和室休憩室やシャワー室等の快適な共有空間
- ・駐車場完備（低料金）
- ・敷金・礼金なし（光熱費等は別途）
- ・会議室・研修室・開放機器が低料金で利用可能
- ・創業支援アドバイザー・インキュベーションマネージャーによる助言指導

お問い合わせ先

山形県産業創造支援センター

（指定管理者：公益財団法人山形県企業振興公社）

TEL. 023-647-8111 FAX. 023-647-8118

44 山形県高度技術研究開発センター

● 対象となる方

高度な工業技術に関する研究開発を行う方

● 施設の概要

①研究開発機能

- ・研究室(115㎡、50㎡)の使用
(50㎡の研究室は30㎡又は20㎡での使用も可能)
- ・計測分析・加工設備の使用
(走査型電子顕微鏡、X線マイクロアナライザーほか。詳しくはお問い合わせください。)

②交流・人材育成・情報提供機能

- ・多目的ホール(280席)
- ・研修室(100名)
- ・特別会議室(28名)

お問い合わせ先

山形県高度技術研究開発センター

TEL. 023-647-3111 FAX. 023-647-3139

45 米沢商工会議所地域産業支援センター

● 対象となる方

新規創業や新分野への進出をお考えの個人、企業、団体等、又は進出して間もない個人、企業、団体等

● 施設の概要

①レンタルルーム

小規模事業者向けのスペースです。

インターネット光回線完備

②スモールオフィス

SOHOワーカーを中心に、小規模事業者を対象とする入居スペースです。

インターネット光回線、OAデスク、ラック完備

③共有スペース(コミュニティーサロン・談話室・休憩室)も自由にご利用いただけます。

④その他

駐車場完備

当所経営指導員や専門指導員による各種相談も受け付けています。

◆詳しくはホームページをご覧ください。

URL <http://shien-center.biz/>

お問い合わせ先

米沢商工会議所地域産業支援センター

TEL. 0238-28-8811 FAX. 0238-28-8810

46 庄内産業振興センター起業家育成施設

● 対象となる方

これから独立・開業しようとしている人や起業して間もない経営者

● 施設の概要

・高い利便性と信頼性

JR鶴岡駅前に立地し、24時間／365日使用できるオフィス環境を低廉な賃料で提供します。また、会議室、談話室も完備し、商談等で随時利用が可能です。公益法人である(公財)庄内地域産業振興センターが施設管理や各種支援業務を行いますので、安心して入居できます。

・経営相談・指導

コーディネーターが事業者の様々な経営課題の相談に対応します。
専門家による事業サポートも可能です。

・公開セミナー／講演会への優先参加

起業家支援セミナー、経営セミナー等の各種セミナー・講演会を企画開催します。
入居者は優先的に参加できるため、ビジネススキルの向上が図れます。

・各種機関・団体との交流連携

入居者同士の交流・情報交換はもちろんのこと、地域企業や大学・研究機関等との共同研究や連携についてもコーディネートします。新たな人脈や事業ネットワークが築けます。

・各種事業のコラボレーション

運営主体である(公財)庄内地域産業振興センターと連携し、様々な事業を実施することが可能です。

・スモールオフィス

SOHO・小規模事業者を対象とする専用オフィスです。24時間／365日いつでも利用できます。

・共用スペース

商談・ミーティングルームを完備しており、入居者は無料で使用できます。

・セキュリティ

施設内主要箇所及び専用オフィス内にはセンサーを設置。警備会社が24時間管理しますので安心して利用できます。

◆オフィス／全7室(3タイプ)

※専用オフィス内の電気料、空調費、通信料は別途入居者の負担となります。(保証料、共益費はありません。)

オフィスタイプ	月額使用料
Aタイプ 25㎡(3.9m×6.5m)／3室	20,000 円
Bタイプ 15㎡(3.6m×4.2m)／3室	15,000 円
Cタイプ 30㎡(3.6m×8.4m)／1室	23,000 円

お問い合わせ先

公益財団法人庄内地域産業振興センター

TEL. 0235-23-2200 FAX. 0235-23-3615

47 | 専門家派遣事業への費用補助

中小企業支援機関(中小企業基盤整備機構・山形県企業振興公社等)が実施する専門家派遣事業の利用にかかる費用の一部を助成して、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進します。

● 対象となる方

中小企業支援機関で実施している専門家派遣事業を利用予定にある方(保証利用先・利用予定先)

● 支援の内容

初回費用の全額、2回目以降の費用の1/2について、最大20万円まで支援します。

お問い合わせ先

山形県信用保証協会 企業支援部

TEL. 023-647-2247 FAX. 023-647-3201

新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい

48

経営革新支援事業

中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けると低利の融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

● 対象となる方

これから「新しい事業活動」に取り組もうとする中小企業者、組合等
経営革新計画の承認基準は以下のとおり。

(1) 事業内容

- ・新商品の開発や生産
- ・新役務(サービス)の開発や提供
- ・商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- ・役務の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動

【ポイント】

個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となります。

ただし、

- ①業種毎に同業の中小企業の当該技術等の導入状況
- ②地域性の高いものについては、同一地域における同業他社の当該技術等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については、承認対象外となります。

(2) 経営目標

3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額(※)又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ経常利益が年率平均1%以上伸びる計画となっていること。

(※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

● 支援の内容

経営革新計画の承認を受けると以下の支援等を利用することができます。

- (1) 政府系金融機関による低利融資制度
 - (2) 山形県商工業振興資金による低利融資制度
 - (3) 信用保証の特例
 - (4) 販路開拓コーディネート事業
- 等

※計画の承認を受けた場合であっても、各種支援措置を活用する場合は、別途各施策実施機関等による審査を受けることが必要となります。計画承認は支援措置を受けられることを保証するものではありません。

● ご利用の方法

経営革新計画を作成するにあたり、山形県中小企業振興課、(公財)山形県企業振興公社、最寄りの商工会・商工会議所などにご相談ください。(計画の承認は毎月行っています。)

※申請書類についての詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666
山形県商工労働観光部 中小企業振興課
企業振興担当
TEL. 023-630-2135 FAX. 023-630-3267

49

小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

組合の既存の共同事業の改善や新たな事業開発のための実現可能性調査、さらにその結果を具体化するための事業に対して助成を行います。

● 対象となる方

小企業者組合

※小企業者組合とは

- ①事業協同組合、商工組合および商店街振興組合のうち、その構成員の4分の3以上が小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人）以下の会社及び個人）であるもの。
- ②企業組合
- ③協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業開始直前において小企業者であったもの。

● 支援の内容

組合の既存の共同事業の改善や新たな事業開発のための実現可能性調査、さらにはその結果を具体化するための事業に対して助成を行います。

- ・ 補助率 3分の2
- ・ 補助金上限額 800,000円
- ・ テーマ例
 - ・ITを活用した市場開拓
 - ・首都圏や海外等の新たな需要先の開拓
 - ・消費者ニーズに対応する新たな意匠開発
 - ・他分野等との連携による技術開発
- ・ 調査手法の例
 - ・利用者・消費者等へのアンケートによる調査
 - ・新商品のテストマーケティングによる調査
 - ・国内外の展示会等への出展による調査

● ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県中小企業団体中央会 連携支援部

TEL 023-647-0360 FAX 023-647-0362

山形県中小企業団体中央会 庄内支所

TEL 0234-22-4945 FAX 0234-22-4955

組合等が抱える諸問題を解決したい

50

中小企業活路開拓調査・実現化事業

中小企業の方々が、連携して問題解決のために取り組む調査事業、その実現化を図る事業に、補助を受けることができます。

● 対象となる方

連携して事業を行う方（中小企業組合、技術研究組合、一般社団法人、任意グループ、共同出資会社等）

● 支援の内容

単独では解決することが難しい問題（ブランド化戦略、規制緩和への対応、環境問題等）を改善するために、中小企業が連携して取り組む調査及びその実現化を図る事業に対して補助を受けることができます。

【補助率】 補助対象経費総額の6/10

【補助金額】 1,000千円以上、11,588千円（予定）上限

【募集期間】 平成27年2月16日（月）～4月16日（木）（募集は終了しました。）

【活用事例】

・新分野への進出

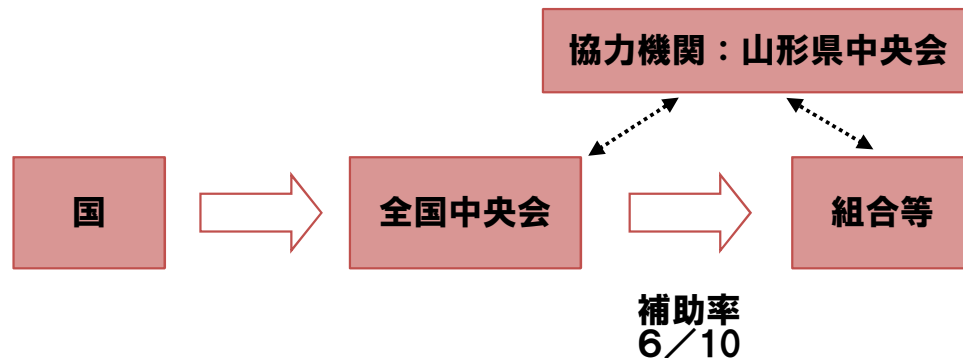
A県の金属製品製造業の組合は高齢化時代に成長が見込まれる介護福祉分野への新規参入を目指し、地元の高等専門学校や介護福祉士などのアドバイスを取り入れ、簡易式自動手洗機を開発し介護施設からの受注に成功、新分野への進出に成功した。

・工事履歴管理システムを活用した工事手法の効率化等

B県の水道工事組合では道路工事施工履歴管理システムを構築し、水道工事現場の工事方法等の情報の一元化と共有化を実現した。この結果、事業者の工事方法が共有化され工事施工の精度向上や効率化が図られ、受注件数が増加したほか、施主からのクレームの大幅な減少にもつながった。

・異分野連携による新商品開発

C県の木工加工業者の組合では水力発電技術の試験研究を行うD県の技術研究組合と連携し、省エネルギーと木材の需要喚起を図るため、戸建住宅用の水車を利用した自家発電装置を開発した。庭のオブジェとしての役割も兼ねることから引合いが出始めている。



● ご利用の方法

- (1) 全国中小企業団体中央会に対し、事業内容を提出し応募
- (2) 全国中小企業団体中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- (3) 全国中小企業団体中央会から、補助金受給
- (4) 全国中小企業団体中央会に対し、事業成果を報告

お問い合わせ先

山形県中小企業団体中央会 連携支援部

TEL. 023-647-0360 FAX. 023-647-0362

山形県中小企業団体中央会 庄内支所

TEL. 0234-22-4945 FAX. 0234-22-4955

URL <http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>

組合及び組合員企業の活性化を図りたい

51

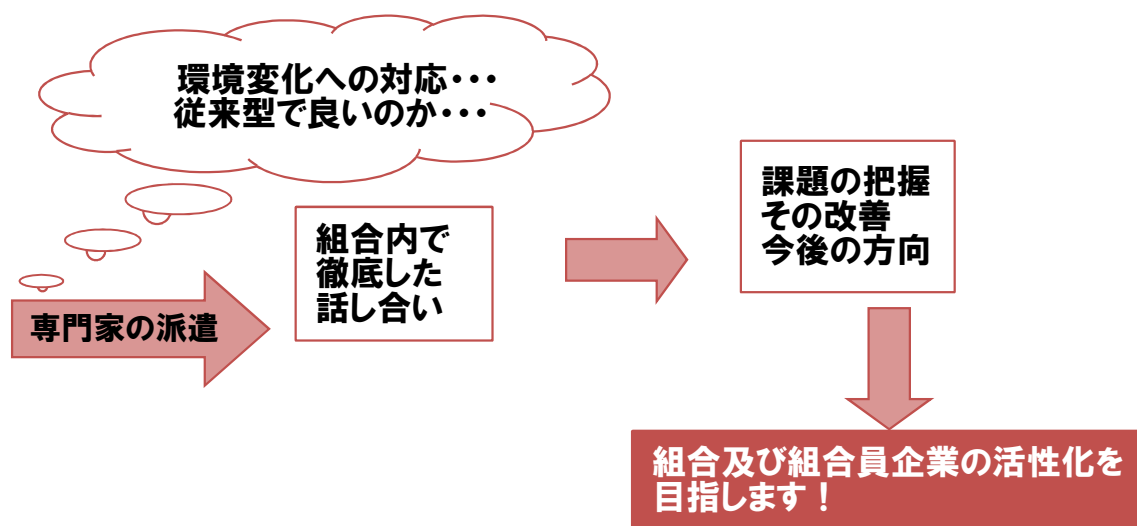
組合機能強化支援事業

「SWOT分析」「組合員の意識調査」で今後の方向性を策定します。

● 対象となる組合

事業協同組合、企業組合、商店街振興組合等

● 支援の内容



- ・業界・組合員企業の現状と組合に対する要望等を把握
- ↓
- ・組合における共同事業等の実施内容及び組織体制、事務局体制を点検
- ↓
- ・業界の環境変化に対応した組合活動の改善策を抽出、実行
- ↓
- ・組合及び組合員企業の活性化を図る

● 予算

282,000円以内／組合 を本会にて負担します。

● 対象予定組合数

4組合

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県中小企業団体中央会 連携支援部
TEL. 023-647-0360 FAX. 023-647-0362
山形県中小企業団体中央会 庄内支所
TEL. 0234-22-4945 FAX. 0234-22-4955
URL <http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>

52

有機エレクトロニクス分野における 共同開発支援

有機エレクトロニクス分野における共同開発を支援します。

● 対象となる方

有機エレクトロニクス分野に関する共同開発などの取組みを行おうとする企業・団体

● 支援の内容

有機エレクトロニクスに係る共同開発への支援

・山形大学との共同により、有機エレクトロニクス分野（有機EL、有機トランジスタ、有機太陽電池、蓄電デバイス）の共同開発を行う企業に対する経費の一部を支援

【補助限度額】 150万円（補助率1／2）

【補助対象経費】 企業が共同開発費として山形大学に納付した経費（材料、消耗品費等）

● ご利用の方法

詳細は、（公財）山形県産業技術振興機構より示される公募要領等をご確認ください。

（公財）山形県産業技術振興機構ホームページ

URL <http://www.ypoint.jp/>

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課
工業技術振興担当

TEL. 023-630-2137 FAX. 023-630-2695

他の中小企業者と連携して新たな事業活動を行いたい

53

新連携（異分野連携）の支援

異分野の中小企業と連携して行う新商品、新サービスの開発等に取り組む中小企業者に対して、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的に支援します。

● 対象となる方

新たな事業活動に取り組もうとする異分野の中小企業者（2者以上）であって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）に基づく事業計画を作成し、国の認定を受けた者

● 支援の内容

中小企業新事業活動促進法に基づく国の認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策を利用できます。なお、個別の支援策ごとに支援期間の審査や確認が必要となります。

- (1) 商業・サービス競争力強化連携支援事業補助金（上限3,000万円、補助率2/3以内）
- (2) マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業（61番））
- (3) 政府系金融機関による融資制度（海外展開に伴う資金調達支援を含む）
- (4) 信用保証の特例
- (5) 中小企業投資育成株式会社法の特例

※（1）の支援策は、新サービスの開発等が対象となります。

● ご利用の方法

事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に申請してください。

※事業計画を作成する際には、中小企業基盤整備機構東北本部で、支援を受けることができます（新事業創出支援事業（61番））。

※異分野の中小企業と連携して新事業活動を行うに際に役立つ様々な情報チャンネル

◆新連携アベニュー

URL <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shinrenkei/index.html>

お問い合わせ先

山形県中小企業団体中央会 連携支援部

TEL. 023-647-0360 FAX. 023-647-0362

中小企業基盤整備機構東北本部 経営支援部
連携推進課

TEL. 022-399-9031 FAX. 022-399-9032

東北経済産業局 産業部 経営支援課
新事業促進室

TEL. 022-221-4923 FAX. 022-215-9463

54

企業間連携支援事業

2社以上の中小企業が連携して行う成長分野等へ参入する取組みや取引拡大に向けた活動を支援します。

● 対象となる方

山形県内に事業所を有する複数の中小企業者で構成する企業グループ

● 支援の内容

複数の企業が連携して行う、共同受注・ユニット化による取引の拡大や販路開拓に向けた活動に必要な経費の一部を補助します。

(1) 対象経費

企業グループの運営に係る経費、外部専門家の招聘経費、共同研修に係る経費、ターゲット市場のニーズ把握のための経費、広告宣伝費、展示会等の共同出展経費等

(2) 補助率等

補助率1/2以内 上限50万円

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課
ものづくり振興担当

TEL. 023-630-2369 FAX. 023-630-2695

技術や製品開発の提案力の強化を図り、新事業の創出につなげたい

55

山形県ものづくり企業企画提案力強化事業（仮称）

大企業やメーカー等と県内企業とのビジネスマッチング機会を創出するとともに、県内企業が効果的な技術提案や製品開発提案を行えるよう支援します。

● 対象となる方

山形県内に事業所を有するものづくり企業

● 支援の内容

(1) ビジネスマッチング会の開催

大企業やメーカーと県内企業とのビジネスマッチング（年2回開催予定）を開催します。

(2) 企画提案力講習会の開催

ビジネスマッチング会に向けた大企業やメーカー等のニーズ紹介や提案ポイントの解説等を行います。

(3) 効果的な技術提案や製品開発提案に向けたコンサルティング

大企業やメーカー等に県内企業が提案する際の提案内容のブラッシュアップや提案後の再提案等に向けたコンサルティングを行います。

【費用】 無料

【募集期間】 平成27年6月（予定）

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課
企画振興担当

TEL. 023-630-2369 FAX. 023-630-2695

56

中小企業地域資源活用促進法による支援

地域資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業者に対して、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を行います。

● 対象となる方

中小企業者等が単独又は共同で、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

● 支援の内容

中小企業地域資源活用促進法に基づいて、中小企業者等が単独又は共同で、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、低利融資等の各種支援施策を利用できます。

なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

- (1) ふるさと名物応援事業補助金(消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業): 上限500万円(補助率2/3以内)
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
- (2) マーケティング等の専門家による支援(新事業創出支援事業(61番))
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
- (3) 政府系金融機関による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
設備資金及び長期運転資金についての融資制度があります。
- (4) 信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
- (5) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。
- (6) 中小企業投資育成株式会社法の特例
中小企業投資育成株式会社に相談・申し込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

● ご利用の方法

○活用しようとする地域資源について、都道府県が指定している必要がありますので、東北経済産業局、県にお問い合わせ下さい。

※山形県地域産業資源一農林水産品(米、そば、さくらんぼ等)64件、鉱工業品(山形鋳物、自動車部品等)42件、観光資源(最上川、出羽三山、山寺等)52件

○県が指定した地域資源を活用し「地域産業資源活用事業計画」が出来ましたら、県の担当部局を経由して、経済産業局に認定申請して下さい。

※「地域産業資源活用事業計画」を作成する際には、中小企業基盤整備機構東北本部の支援が受けられます(新事業創出支援事業(61番))。

● その他の支援

(1) 地域中小企業応援ファンド

中小企業基盤整備機構が資金提供を行い、都道府県、地域金融機関等と一体となって組成した「中小企業応援ファンド」により、地域資源を活用した取組などに対し、シーズの発掘等に対する助成や、新事業展開を行う中小企業等に対する出資等の支援を行います。

(2) 中小企業基盤整備機構による各種展示会・商談会等の販路開拓支援

地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、中小企業基盤整備機構が展示会・商談会等を実施します。

*地域資源を活用して、新たなビジネスを創設するのに役立つ様々な情報チャンネル
地域資源活用チャンネル URL <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構東北本部 経営支援部
連携推進課

TEL. 022-399-9031 FAX. 022-399-9032

東北経済産業局 産業部 経営支援課 新事業促進室

TEL. 022-221-4923 FAX. 022-215-9463

57

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的に支援します。

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下、農商工等連携促進法）」に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

● 対象となる方

- ① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者及び農林水産業者であって、「農商工等連携促進法」に基づき「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けた者
- ② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、「農商工等連携促進法」に基づき「農商工等連携支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

● 支援の内容

- ① 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策を利用できます。なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。
 - (1) ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）：上限500万円（補助率2／3以内）
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
 - (2) マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業（61番））
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
 - (3) 政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
 - (4) 信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
認定を受けた小規模企業者に対し、設備資金貸付の貸付割合を引き上げます。
 - (6) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。
 - (7) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します。（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）
- ② 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、保証の支援施策をご利用になれます。
 - (1) ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）：上限500万円（補助率2／3以内）
中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る費用の一部を補助します。
 - (2) 信用保証の特例
認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

● ご利用の方法

- 「農商工等連携事業計画」及び「農商工等連携支援事業計画」を作成し、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。
- ※ 「農商工等連携事業計画」を作成する際には、中小企業基盤整備機構東北本部で、支援が受けられます（新事業創出支援事業（61番））。

農林水産業者と商工業者が連携し事業に取り組みたい

● 農商工連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組みに対するその他支援

(1) 農商工連携型地域中小企業応援ファンド

中小企業基盤整備機構が資金提供を行い、都道府県、地域金融機関等と一体となって組成した「地域中小企業応援ファンド」により、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した取組みなどに対し、シーズの発掘に対する助成等の支援を行います。

※山形県では、「やまがた農商工連携ファンド」(58番)がこれに該当します。

(2) 中小企業基盤整備機構による各種展示会・商談会等の販路開拓支援

地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、中小企業基盤整備機構が展示会・商談会等を実施します。

※農商工連携により新事業活動を行う際に役立つ様々な情報チャンネル

農商工連携パーク URL <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html>

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構東北本部 経営支援部
連携推進課

TEL. 022-399-9031 FAX. 022-399-9032

東北経済産業局 産業部 経営支援課

新事業促進室

TEL. 022-221-4923 FAX. 022-215-9463

58

やまがた農商工連携ファンド事業

農林漁業者と中小企業者の連携体が行う取組みに対し助成します。

● 対象となる方

● 助成金交付事業の対象事業者

【農商工連携事業】

(1) 県内で生産活動を行っている農林漁業者と、県内において創業する中小企業者又は県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者との連携体

(2) 県内で生産活動を行っている農林漁業者と、県内において創業するNPO法人や、農事組合法人等又は県内に主たる事務所・事業所を有するNPO法人や、農事組合法人等の中小企業者以外のものとの連携体

【農商工連携支援事業】

県内で生産活動を行っている農林漁業者及び県内において創業する者又は県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者との連携体を支援する事業を行う農商工連携支援機関

◆ 対象となる「農林漁業者」

農業、林業又は漁業を営む個人、法人です。また、これら農林漁業を営む方が組織する団体も農林漁業を営む方として計画の申請ができます。具体的には、農協、農事組合法人、森林組合、漁協等や集落営農組織等の任意団体です。

◆ 対象となる「中小企業者」

業種分類ごとに定められた資本金又は従業員数の要件を満たす個人、法人が申請できます。要件は公募要領に記しておりますのでご確認ください。ただし、農林漁業者と違い、任意団体は申請できないことにご留意ください。

◆ 対象となる「NPO法人」「農事組合法人等」

NPO法人とは、特定非営利法人です。農事組合法人等とは、農協、農事組合法人、森林組合、漁協等です。

農林水産業者と商工業者が連携し事業に取り組みたい

※農業生産と食品製造の両方の事業を行っている場合は、農業者、中小企業者のどちらの立場でも計画を申請することができます。

この場合、申請する事業計画の中で、誰と連携するのか（農業者かそれとも中小企業者か）、どのような新商品を開発し、そのためにどの事業部門の経営資源を活用するのか（生産部門かそれとも加工・製造部門か）など、計画の内容により、農業者として申請するのか、中小企業者として申請するのか判断していくこととなります。

● 助成を受けられる事業の決定について

- ◆事業計画書を公募し、公益財団法人やまがた農業支援センターが設置する「助成事業審査委員会」で審査し決定します。
- ◆国、県や公益法人等の他の補助金の交付を受ける事業には利用することはできません。ただし、市町村等がこの助成事業に係る助成事業者の負担軽減のために補助するものは併せて利用することができます。なお、他の補助金等に申請中又は申請予定の場合は、その旨を事業計画書に明記してください。

● 事業期間

農商工連携事業については交付決定から3年以内、農商工連携支援事業については2年以内です。なお、1年以内の事業計画の場合でも、年度をまたいで12か月間事業を行うことができます。

● 助成限度額と助成率

【農商工連携事業】

1事業計画あたり300万円が上限で、助成率は2/3以内です。そのため、3年間の事業計画の場合、3年間の助成希望額の合計が300万円となりますので御留意ください（3年間、毎年300万円の助成が受けられるわけではありません）。

【農商工連携支援事業】

200万円が上限で、助成率は10/10以内です。

● 助成事業として採択された後の助成金の支給時期

事業完了後に支払います。そのため、それまでの資金手当てが必要となりますので御留意ください。（なお、複数年の事業計画が採択された場合では、1年毎に助成金の支払いを行います。）

【公募要領等配付窓口】

下記のホームページから公募要領及び応募様式をダウンロードできます。

公益財団法人やまがた農業支援センターホームページ

URL <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>

- ◆「やまがた農商工連携ファンド」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、山形県及び県内金融機関、農協等からの貸付金を主な原資として公益財団法人やまがた農業支援センターに創設した基金で、この運用益を活用して助成事業を実施しています。

お問い合わせ先

公益財団法人やまがた農業支援センター 6次産業化推進課

TEL. 023-673-9888 FAX. 023-624-6019

山形県農林水産部 6次産業推進課

TEL. 023-630-3192 FAX. 023-630-2431

山形県商工労働観光部 商業・県産品振興課

TEL. 023-630-2190 FAX. 023-630-3371

施設・設備の整備に対する支援を受けたい(食品製造業)

59

食産業王国やまがた推進事業

本県の優れた農林水産物を活用した食品製造業者等の取組みに対し、支援します。

● 対象となる方

県内に主たる事務所を有する食品製造業者(新たに食品製造を行おうとするものを含む)で、農林水産物を起点とした産出額の増加や県産農林水産物の使用拡大等のプロジェクトに取り組む者。

※産出額や県産農林水産物の使用割合、農林漁業者との連携等について、目標をたてて取り組む必要があります。

● 支援の内容

以下の経費について補助します。

県産農林水産物を活用した食品製造に必要な施設・設備の整備及び整備に付随して行う調査・検討に要する経費の助成

※施設については設備の導入に必要な整備・修繕に限ります。

※国庫事業や他の県単独事業で実施できる内容は対象外です。

【対象経費】

200万円以上5千万円以下

【補助率】

1/3

● ご利用の方法

【補助金交付までの流れ】

①プロジェクト計画書を県(6次産業推進課)に提出します。

※プロジェクト計画について、事前にやまがた食産業クラスター協議会の助言・指導を受ける必要があります。

②県は、提出されたプロジェクト計画の内容を外部委員等で構成する「プロジェクト計画審査会」で審査します。

③審査を経て採択の可否が決定し、採択プロジェクトを公表します。

④プロジェクト計画の採択後、事業実施計画の承認申請を提出します。

⑤採択されたプロジェクトに必要な事業か、経費が適正か等を審査のうえ、補助金の交付決定を行います。

⑥事業完了後、事業実績報告書を提出し、完成検査を受けた後、補助金の支払いを受けます。

【評価報告書の提出】

プロジェクト期間の間(3年間)は毎年度、報告書の提出が義務づけられています。

● その他

今後、募集にあたり内容に変更が生じる場合があります。

お問い合わせ先

山形県農林水産部 6次産業推進課
新事業創出担当

TEL. 023-630-3192 FAX. 023-630-2431

多様な事業者のネットワークを構築し事業に取り組みたい

60

6次産業化ネットワーク活動交付金

多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。

● 対象となる方

【推進事業】

県、市町村、農林漁業者、民間事業者、公益法人、JA、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、地域協議会等で、多様な事業者が連携(事業実施主体を含む3者以上)するネットワークを構築している又は構築する見込みがある方

【整備事業(事業者タイプ)】

総合化事業計画若しくは農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者団体又は農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者であって、民間金融機関(消費者金融は除く。)又は日本政策金融公庫等からの融資を受けることが確実と見込まれる方

【整備事業(地域タイプ)】

市町村又は民間団体等(市町村に設置される6次産業化・地産地消協議会(※1)の構成員又は6次産業化・地産地消法に位置づけられた促進事業者)

(※1)市町村内の農林漁業者、食品産業の事業者その他商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等で構成する任意団体

● 支援の内容

【推進事業】

農林漁業者と食品事業者、流通事業者、観光業者、輸出業者、学校、病院、JA等が参画する6次産業化ネットワーク構築に向けての以下の取組み等を支援します。

①推進会議の開催 ②プロジェクト調査・検討 ③プロジェクトリーダーの育成
④新商品開発・販路開拓の実施 ⑤新技術の事業化実証

◆交付率

1/3以内。(但し、市町村が定める6次産業化戦略(※2)に基づく取組みは1/2以内。)
(※2)市町村の6次産業化・地産地消協議会等が区域内における農林水産業及び6次産業化の現状・課題、6次産業化の取組方針、今後(5年程度)の売上等の目標を定めるもの。

【整備事業(事業者タイプ)】

6次産業化ネットワークの取組みに必要となる大規模な加工施設・機械等の整備に対して支援します。

①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設
②農林水産物等の生産のために必要な施設等(②と合わせて実施する場合)
③食品等の加工・販売のために必要な施設

◆交付率

3/10以内。(上限額1億円) ※但し、交付金額は以下のA～Cの最も低い額。
[A. 事業費×3/10、B. 融資額、C. 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額]

【整備事業(地域タイプ)】

市町村が定める6次産業化戦略に基づいて行われる新商品開発に用いる加工機械等の導入を支援します。

◆交付率

1/2以内。(上限額3千万円)

● ご利用の方法

【交付までの流れ】

①事業実施の前年度に市町村を通じて県(6次産業推進課)に要望を提出します。
②国から予算割当の内報があった事業について、県に実施計画の承認申請を提出します。
③県は、実施計画の妥当性について国と協議のうえ計画承認及び割当内示を通知します。
④計画承認を受けた事業者は、県に交付申請を行い、県は国に交付申請を行います。
⑤県は、国からの交付決定を受け、事業実施主体に交付決定を通知します。
⑥事業完了後、事業実績報告書を提出し、完成検査を受けた後、交付金の支払いを受けます。

お問い合わせ先

山形県農林水産部 6次産業推進課
新事業創出担当

TEL. 023-630-3192 FAX. 023-630-2431

事業段階に応じたきめ細かな支援を受けたい

61

新事業創出支援事業

新連携、地域資源活用、農商工連携にチャレンジする際、中小企業者等の事業計画作りから、販路開拓に至るまで、一貫して支援します。

● 対象となる方

以下の3つの法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等

- ①「中小企業新事業活動促進法」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）
- ②「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域産業資源活用事業計画
- ③「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画

● 支援の内容

中小企業基盤整備機構の各地域本部・事務所に設置する相談窓口において、マーケティング等に精通した専門家が、事業段階に応じ以下のような支援を行います。

- 窓口相談
- 認定に向けた事業計画策定のアドバイス支援
- 認定後の事業計画のフォローアップ支援
 - ・市場調査、商品企画、試作品開発等のサポート
 - ・首都圏等の販路開拓に係るサポート
- 各種の専門家の派遣等

＜支援する専門家＞

製造業、商社、金融機関の出身者や、中小企業診断士をはじめとしたビジネスコンサルタントなど、様々なバックグラウンドの専門家を揃え、皆様のニーズにお応えします。

● ご利用の方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部
経営支援部 連携推進課

TEL. 022-399-9031 FAX. 022-399-9032